

第 2 2 回 三 番 瀬 再 生 会 議

議 事 録

日時 平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日 (火)
午後 6 時 ~ 午後 9 時 1 0 分
場所 浦安市民プラザ Wave 1 0 1

目 次

1 . 開 会	1
2 . 議 事	1
(1) 第 2 0 回 から 第 2 1 回 までの再生会議の結果について	2
(2) 三 番 瀬 評 価 委 員 会 の 検 討 結 果 に つ い て	2
(3) 平 成 2 0 年 度 千 葉 県 三 番 瀬 再 生 実 施 計 画 (案) に つ い て	1 6
3 . 報 告 事 項	3 7
4 . 閉 会	3 8

1. 開 会

三番瀬再生推進室長 定刻となりました。ただいまから第 22 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、張委員、本木委員から、所用のため欠席との連絡がございました。

現在、委員 22 名中 16 名の御出席をいただいております。設置要綱第 6 条第 5 項で定める会議の開催に必要な委員の半数を充足しております。

本日の配付資料ですが、資料一覧を別紙により添付しておりますので、御確認をいただき、不足等があれば事務局に申し出ていただくようお願いいたします。

また、各委員には、いつものように青いホルダーに入れた千葉県三番瀬再生計画等を用意しております。

それでは、はじめに千葉県総合企画部理事の荘司から御挨拶を申し上げます。

荘司総合企画部理事 委員並びにオブザーバーの皆様、また会場の皆様、こんばんは。本日は、御多忙のところをこの再生会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

前回の会議では、平成 20 年度（来年度）の実施計画の方向性等について県のほうから考え方を説明させていただきまして、色々御意見をいただいたわけでございます。その後、いただきました意見を踏まえまして、具体的な事業を盛り込みました来年度の実施計画案を策定いたしました。これにつきましては、その案を委員の皆様方にお送りして御意見をいただいたところでございます。本日は、そのいただきました意見に関して、県の考え方を説明し、さらに議論をいただき、また、さらなる意見を頂戴しながら案を確定させていただければありがたく存じております。

また、三番瀬評価委員会での検討結果につきまして、細川座長様から御報告いただく他、前回話題になりました江戸川放水路関係、三番瀬再生実現化推進事業、あるいは塩浜護岸の改修事業の進捗状況等についても報告させていただくこととしております。

御承知のとおり、県では、各年度の実施計画に基づきまして再生事業を進めているところでございます。まだまだ不十分なところもあろうかと思っておりますけれども、情報公開等住民参加の下、地域や漁業関係者の方々、さらには N P O のの方々、広く県民の方々や、国・地元市等関係機関とも一層力を合わせまして、一步一步着実に事業を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく御理解、御支援、御協力いただけますようお願い申し上げます。

2. 議 事

三番瀬再生推進室長 これから会議に入ります。会議の進行は大西会長をお願いいたします。
大西会長 皆さん、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

はじめに、会議開催結果の確認、いわゆる議事録署名人ということですが、会議開催結果の確認を担当していただく方を決めさせていただきます。

今回は、宮脇委員と松崎委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(1) 第 2 0 回から第 2 1 回までの再生会議の結果について

大西会長 今日議事については、今、莊司理事からも紹介がありました。皆さんのお手元の「次第」の 2 が 3 項目、「3 報告事項」が 5 項目あります。これに沿って進めていきたいと思えます。

まず、議題(1)は第 20 回から第 21 回までの再生会議の結果ですが、前回、特に前回の議事概要について読み上げていくとそれで時間をかなり取るということで、省略することになりました。かいつまんでごく簡単に振り返ってみますと、前は特に大きな議題としては、20 年度事業の方向性ということで、実施計画の方向性についてを主な議題として意見交換をしました。それに先立って、ちょうど台風が来た直後だったということもあって、江戸川放水路からの放水が三番瀬に影響を与えているということで、それに関連した意見がたくさん出たということです。個別の事業の進め方に関する具体的な意見もいただきましたが、県からの説明で使われた資料に関して、事業の進捗状況が把握できるようにその資料を工夫してほしいという注文も出たということでもあります。

それぞれの意見について、前回の時点に立ってみれば、実施計画を県でつくる際にできるだけ活かしてもらおうということと、意見についてどういう対応をしたかということも一覧表にしてもらおうことにしました。かつ、前回から今回の間に県が実施計画をつくって、委員の方にはそれを送って意見を求めました。今日、後で説明がありますが、多くの意見を頂戴しました。ありがとうございました。それについて、実施計画にそれらの意見を活かすのか、あるいは何らかの理由で活かさないのか等について、今日はこの実施計画の議論の最初に説明してもらいます。前は方向性でありましたが、今回はその間に実施計画本文が作成されて配付されたということを受けて、実施計画の最終的な取りまとめの議論をしたい。

また、浦安市日の出地区に関連して、企業庁都市再生機構にも出席いただいて、現状や経緯について質疑応答したということでもあります。時間の関係もあって、残された質問については県を通じて回答してもらおうことになりまして、今日、その報告事項にそれが含まれているということでもあります。

概要はそんな議事であったと思いますが、詳しくは前回の再生会議結果を御覧いただきたいと思えます。もし内容の誤り等、あるいはこの場で確認したいことがありましたら御指摘いただきたいと思えますが。何か、前回の会議録に関して、今の段階で御発言がありますか。

よろしいでしょうか。

それでは先に進ませていただきます。

(2) 三番瀬評価委員会の検討結果について

大西会長 議題(2)三番瀬評価委員会の検討結果についてであります。前々回の 19 回再生会議で、私から二つのテーマについて評価委員会での検討をお願いしたわけです。この結果について、細川座長から報告をしていただきます。

細川委員(三番瀬評価委員会座長) 資料 2 に基づいて、三番瀬評価委員会での議論の様子を

報告いたします。

資料2をめぐっていただきますと、裏側に「目次」と書いてあります。検討がどんなことで始まっていったのかというのが1です。2で、何回どこでどんなふうに行いましたかという検討状況があります。3と4は、二つのテーマについてそれぞれ検討した結果をまとめています。さらに、この再生会議からいただいた宿題ではないのですが、この評価委員会の中で議論したことを「その他」ということでまとめております。こんな順番で報告させていただきます。

まず1ページ、資料2の2枚目の表です。

評価委員会の役割は何ですかというのがここに改めて書いてあります。「三番瀬再生会議設置要綱」第7条2項に4つほど書いてあります。これに基づいて、その下に(2)というのがありますが、6月の第19回三番瀬再生会議の場において会長から検討の指示をいただきました。メインは2つで、三番瀬自然環境調査関係で、平成18年度の調査結果に基づいて三番瀬全体の評価を下さい。2番目が市川市の塩浜護岸改修事業関係で、平成20年度の実施計画作成に向けて、実施計画とセットになってモニタリング手法の計画があるわけですが、このモニタリング手法について検討下さい。3番目は、いわゆるクラブ活動ですが、生物多様性の回復のための目標生物調査事業関係ということで、この事業の進め方、応援の仕方についても考え下さいということです。

こういう宿題をいただいて、どんな状況で議論したかが、次のページからです。

上のタイトルが「評価委員会及び小委員会における検討状況」です。

はじめに、評価委員全員が集まったところで、どんな体制で行こうかということと、どんな宿題をいただいたかというところを確認しました。その結果、2つのそれぞれの宿題というか検討事項に合わせて小委員会をつくって検討しましょうということになりました。それから、生物多様性のための目標生物調査事業の進め方、いわゆるクラブ活動に関して言うと、吉田委員と清野委員から、どんなふうに行っていくのがよかろうかという御紹介をいただいて、クラブ活動はあくまでクラブ活動でやっていきたいという説明がありました。ということなので、評価委員会の中で特に組織だって検討というよりは、その手前のところでのクラブ活動について必要な応援をしていきたいと思いますということにしました。

2つの小委員会に分けた後、どんなふうに行議論したかというのが、次の3ページに書いてあります。

自然環境調査関係につきましては2回。そのうちの1回は、委員の先生方の御都合が整わなくて懇談会という格好で行きました。定足数に達しなかったということです。

一方、塩浜護岸モニタリング関係も2回行きました。1回は懇談会という格好で行きました。

ということで、それぞれ議論した後、最後に11月に第5回三番瀬評価委員会を開いて、それぞれの小委員会の議論を持ち寄って、みんなでもう一回見直して、これでいいでしょうかという議論をして、本日の報告に至ったわけです。

なお、文面について11月の第5回三番瀬評価委員会の場に間に合わなくて、私と蓮尾副座長がお預かりしたというような格好で、最終、「てにをは」といいますか、文面について検討を行ってございまして、その文案につきましては、委員の皆さんにメールで逐次照会して、意見の集約を図りながら本日の「資料2」という資料をつくったという次第です。

さて、結果ですが、4ページ、「3 検討結果(その1)三番瀬自然環境調査事業について」というところからいきます。これは、自然環境調査について、18年度までの調査結果に基づいて、三番瀬全体で何か悪いことが起きているか起きていないかを考えなさい、その上で20年度以降の調査の進め方について気付いた点をちゃんと指示しなさいという検討指示に対する答えです。

4ページの(2)検討結果というところから説明します。

まず、評価結果です。

18年度の調査計画だけ見ても、変化というのはわかりません。それで、平成7年から8年度にたくさん調査した補足調査、14年度の調査(ちょうど5年前になります)との比較を行って、主に大きく変わった点を四つ抽出して、その部分について検討を行っています。その四つとは何かといえますと、一つ目が底質の調査関係、二つ目が底生生物関係、三つ目が同じく底生生物ですが数の関係と重さの関係、四つ目が底生生物調査のうちの生き物の顔つきというか種類の話、この四つについて、少し変わっているようだからというので検討しました。

底質について言いますと、市川航路周辺の浅いところ、塩浜護岸前面で、少し粒径が小さくなっている、あるいはシルト・粘土分が高いという傾向が見られました。生物の個体数でいくと、数が少し小さくなっている。重さも軽くなっている。小粒で数が少し少なめの傾向が見られている。

それから、顔つき、種類でいきますと、猫実川河口周辺でウミゴマツボなどからコケゴカイ、ミズヒキゴカイ、イトゴカイといったものに少し変わっているのではないかというようなところですが。これは何か悪いことをしてこんなふうになっているんでしょうかというところを検討し始めましたけれども、底質の調査関係、粒径がちょっと小さくなってシルトっぽくなっているところについて言うと、流れによって運ばれるとか現れるというようなところでメカニズムや動態といったところを調べる必要があるだろう。

それから、生き物の数や重さが変わっているというのは、環境が変わっているのだったら、これをもたらずであろう台風とかアオサの異常発生といったものに対する検討も必要だし、泥が変わったから生き物も変わったのだという解析をするためには、泥と生き物の棲み方の関係についての検討が必要だということ。

それから、猫実川周辺の生き物の顔つきがちょっと変化しているというのは、猫実川河口周辺の水質環境などももっと調べないとわからないねというようなことから、三番瀬全体の環境の変化については、5ページの上の方ですが、これまでのデータからだけでは、これがときどき起こる変動の範囲なのか、あるいはある方向に向かって大きく変化しているのかという判断は、今のところできない。

では、どうするのかというところで、元々自然環境調査というのは、5年を一区切りにして少しずつデータを蓄積して、5年一区切りで解析しましょうねというような方針で調査の体系が組み立てられているというところもあって、19年度以降の調査も含めて22年度の総合解析で最終結論を出すことになる、こういう方向に進みましょうと。

そのために今後どんなことが必要ですかというのを次にまとめております。6ページの別表1に従って、大きな5年計画で20年度以降やった方がいいという計画、あるいは昨年度どうせやるのだったらこれこれもやってくださいねということ、20年度の計画の

中に反映させたようなメニューでやってくださいと。これをやるについては、小委員会の中で、あれとこれを比べたらどうこうというような議論があったので、それを十分踏まえてくださいということを指摘しました。

それからもう一つは、生き物の姿、あるいは顔つき、数や重さが少し変わっているということについて、もうちょっと原因がわかるような検討が必要で、そのためには、泥と生き物の棲みかとの関係性とか、泥が変化する要因ということが検討できるように考えましょうと。そのために、千葉県が行った調査結果だけを見ると、不足の点については他機関が実施したいろいろなデータももらってあわせて整理しましょうということが指摘されました。

こういう検討をしていくとどうもうまいこといかないねというところで、5ページのウ、何だろうねというところで、実施体制ということについても議論しました。

5年タームで自然環境調査に取り組んで、それなりの金額をかけていろいろデータを集めて、順次データが蓄積されております。これを昔の膨大なデータと比べて解析して議論をするという作業は、非常に時間と労力が必要です。現在の評価委員会の体制というのは、先程の議論の様子を見ていただきましたが、小委員会を2回ずつ二つで4回開いて、全体委員会を2回開いてというような体制では無理です。かなり難しいです。加えて、夏にこういう調査をしたら夏にすぐこういうデータが出てくる、秋にこういうデータが出てくると、それに対して、逐次それを見ていくような体制が必要ではないでしょうか。このためには、県の組織として三番瀬のデータを年中見ているような専門家を配置してくださいと、そういう実施体制を是非県で検討してくださいという要望になりました。

この実施体制の話については、今回初めて言い出したわけではなくて、昨年度もそれに必要だということを経験委員会の中で議論したのですが、今回は、特にこうやって記録として残して強く県に要望しようということになった次第です。

次が、7ページから始まりますが、「4 検討結果(その2)市川市塩浜護岸改修事業について」です。これは、18年度に改修工事が着手されて1年経っただけけれども、その様子をモニタリングして、何か悪いことが起きていますか、あるいは護岸の事業者が自分で設定した順応的な管理の手続の中で、その手続そのものが不都合な点があるかねといったようなところと、併せて、20年度事業計画を策定するときモニタリングの計画について気付いた点、こんな点を変えるという点はありませんかねという観点から議論しました。

「(2) 検討結果」を説明します。

「工事1年後の検証・評価について」ということで、1年間のデータを見せていただいて、事業者自身が、これは護岸の委員会などと相談しながらつくっていったPDCAのサイクルですが、目標達成基準というのをつくっています。これに対して、モニタリング結果を見比べて議論していますが、その様子について評価委員会の立場からを見せていただきました。

ア-1とア-2と二つありまして、環境の部分について検証・評価する部分と、景観・親水性の部分について検証・評価する部分と二つあります。

環境の部分について言いますと、目標達成基準1と2が四角の中に書いてありますが、これが事業者の設定した目標達成基準ですが、こういうふうにしますということで、この

目標達成基準については、この三番瀬再生会議の場で、逐次、事業の中で重要事項の報告があったところで、委員の皆様は既に1回は見ていると思います。

これについて評価結果は、工事1年を経てマガキを主体として生物の加入・定着が始まっています。加入・定着が潮にいつも浸かっているような部分から進んでいるとか、最初に加入しているのがマガキとかフジツボといった種類であるというようなところから見て、普通の壁面が海に入ったときに普通に加入・定着が進むと同じようなプロセスを取っているといった意味で、妥当な結果でしょうね。

それから、貴重種であるウネナシトマガイも確保するのだという基準を事業者は設定してまして、1個見つけたということが報告されていますが、この種については、定着しているかどうかということについては引き続き注意深く調査を続けてくださいという評価をしました。

「目標達成基準2」では、新しい護岸をつくったおかげで、周りで深く掘れたり、掘れる場所がより広がったり深まったりというようなことがないようにという基準を事業者が立てています。データを見せていただきましたが、若干の変動はあるのですが、「著しい変化」とまでは言えないといったところです。少し変化があるのですが、これは季節変動の範囲内なのかどうかといったところは、ちょっとまだわからない。1年しか見ていないので、夏ちょっと沖に出るとか、冬ちょっと戻るといったようなことがもしあったとしても、それはわからないといったところです。

「ア-2 景観・親水性の検証・評価」ですが、景観の方と親水性の方と、それぞれ目標達成基準が設定されていますが、親水性の方で「人々と三番瀬のふれ合いの確保がされていること」という基準を事業者が立てています。事業者は、これが達成されているかどうか、アンケート調査をしているところですが、そのアンケート調査の結果を見ると概ね肯定的に評価されているのですが、「楽しさ」という評価項目でこの場所であまり高くなかった。比較的低い。でも、みんなここを楽しい場所にしたいと思っているので、護岸の形状をよりよくするような改善事業をしながら検討されているようなので、もしチャンスがあればこうした点に配慮した検討を加えてくださいという指摘をしました。

1年間のモニタリングを踏まえて、平成20年度以降の監視手法の改善ということで留意点を幾つか指摘しました。モニタリング手法の改善を行うことが必要ですということです。

まず1番ですが、生き物の定着という関係で言いますと、潮間帯生物が群集として形成されている過程で、1年経ったところなので、引き続き監視をしてくださいと。お互いの生物同士の関係性などがどんどん成熟してくるという時期に入るといいますので、引き続き監視してください。

それから、新しい壁の面が海の中に出て、それが従来は鉄の壁が直立にあったということが、石の面が斜めにできるということで、もしかして外来種の進入が助長されて、ひいては目標達成基準がマガキを主体とした生物群集ということを目標にしているの、これが脅かされるかどうかということも今後は解析に当たって注意してくださいねという点を指摘します。

それから、5年位で潮間帯生物の付着群集が成熟して一通りの生態系を形成するのですが、これはこの場所で10年、20年、30年と石積みの護岸がずっとあるわけですので、そ

のときに、10年、20年経ったときに何か大きな変化があったね、5年前はどうだったのか、つくった直後はどうだったのかというのが比較できるような手法、データで、今から測っておいてください、20年経って「つくったときどうだったのかね」と思ってもデータがなかったというようなことがないようにしてくださいと。今、形成過程なので慌ててということではありませんが、ちょっと考えておいてくださいねということです。

2番目の達成基準、周りの地形に大きな影響がないようにという基準ですが、これも1年限りのデータなので、季節変動なのかどうかわかるように蓄積して、複数年にわたって蓄積して季節変化を比較するというをしてくださいますということと、工事延長が毎年毎年少しずつ延びると、工事延長が延びることで影響が沖合いまで少し及ぶようになる可能性もあるので、沖合いまでのモニタリングを考えてくださいと。それから、横に工事延長が延びると、今まで、工事影響がないところと工事影響があるところとの比較のために工事影響がないところに測線を設けていましたが、工事影響がない対照測線のところまで工事が引掛かってくるということがあるので、工事の影響がない場所に新たに対照測線を設けてくださいと。大きな台風が来てぐしゃぐしゃになったときに、護岸の工事が無い場所も同じようにぐしゃぐしゃになっているのかどうかというのがこれで比較できるでしょうということです。

親水性の関係で言うと、地下水のつながりも、陸と海の連続性という意味で大事なので、工事着手前に背後陸地での推移の変動をチェックして事業に取りかかったようですが、事業の進展に応じて、これについてもどんなモニタリングがいいのかということも含めて検討してくださいという指摘です。

台風があった後なので、ちょっと話題になったのがごみの漂着の問題です。石積みの護岸というのは、鉄の直立の壁に比べてデコボコとか隙間、空隙が多いので、ごみの漂着の問題が発生する可能性があるため、この問題についても検討してくださいねという指摘をしました。

結論ですが、(3)ですが、1年間の監視結果を検討した結果で言うと、三番瀬全体の著しい環境影響は今のところ認められません。1年間で生物群集の形成が始まっているということは確認できますが、今後どんなふうに推移していくのか、引き続き注意してモニタリングしてください。

19年度の事業は、今始まって、3月までずっと続くわけですが、秋、冬についての観察結果も含めた上で、年度末以降、具体的には3月頃に、特に再生会議の開催の指示はないと思いますが、評価委員会で勝手に年度末に評価委員会を開かせていただいて、そこで秋、冬のデータも見せていただいた上で議論したいと思っています。

さらに、20年度の実施計画の策定に向けては、ただいま指摘したような点を配慮した上で実施してくださいということです。

以上が宿題の答えですが、最後の10ページに「その他」として二つのことを提案しています。

一つは、先程ごみのところでもちょっと触れましたが、台風等のイベント時の対応ということで、三番瀬の自然環境調査、あるいは護岸の工事に伴うモニタリング、両方の枠組みの中では、台風が起きたときにどんな影響がどんなふうに広がったということについて、視点として抜け落ちていましたね。だから別の枠組みで取り組むべきものかもしれません

が、特に国の機関など関係機関からの情報を収集した上で、台風等のイベントに対してどんなふうにもモニタリングしていったらいいか、継続して議論していく必要がありますということです。「どこで」というところについては、三番瀬再生会議あるいは評価委員会ということになるかと思えます。

もう一つは、クラブ活動、生物多様性の回復のための目標生物調査事業についてということですが、自然環境調査のところでも申し上げたように、評価委員会というのは、なかなか目標自身を科学的にこうだと決め得ないところがあります。再生の目標というのは、科学に基づく部分と、科学に基づかない科学だけでは決められない部分と、両方併せ持った議論と思われるので、その目標に関連した目標生物の選定というような議論、あるいは三番瀬再生の目安という議論、これは評価委員会でも応援しますが、この再生会議の場でも議論してください。特に、今後、複数の再生事業が同時に三番瀬で並行して行われるということも想定されまして、個々の事業が個々の事業の中でP D C Aサイクルあるいは自分の事業のモニタリングをしながら進めていても、三番瀬全体でちょっと違うことが起きるとということも心配されるわけで、そのときに三番瀬全体としてはこっちの方向にこんなふうという目標と目安みたいなものが示されていると、評価委員会としては大変助かるというようなことがありますので、三番瀬再生会議において具体的に検討していただけたらありがたいと、2番目は再生会議に対する要望です。

という二つの要望を特にまとめたという次第です。

ちょっと長くなりましたが、評価委員会からの報告です。

大西会長　　ありがとうございました。

細川座長をはじめ、二つの小委員会に分かれて議論していただいたわけで、評価委員会の皆さん、どうもありがとうございました。改めて感謝申し上げます。

この評価委員会で報告していただいた報告書ですが、これについては、今日ここで議論をして、概ね再生会議として意見の一致を見たら、それを意見書として知事に提出するというので、この意見書に基づいて適切な対処をしていただくように県にお願いするというふうにしていきたいと思えます。

中に再生会議に対する意見というのが最後にありましたので、これは再生会議として受けとめるということになります。

今の説明について、御意見、御質問ありましたら、お願いします。また、会場からの意見も後で伺いたいと思えますので、準備をお願いします。

後藤委員　　5ページですが、「今後実施することが必要な事項」ということでうまくまとめていただいたと思うのですが、特にここでは、例えば護岸のモニタリングとか、今後、実現化検討委員会などでモニタリングもやっていくと思うので、それがあまりはっきりは明記されていない……もちろん読み取るうと思えば読み取れると思えますので、その他の県が実施していくモニタリングについて、そういうデータもきっちり使っていくということを一言書いて入れておいていただけるといいなと思えます。

もう一つは実施体制ですが、僕も評価委員会の席でも言ったのですが、できるだけデータベースを公表できる形で整備していただきたいと思っています。これはどういうことかということ、県の中だけでやるのは大変でしょうし、一般の研究者とか一般の人たちも含めて、そういう人たちを利用しながら、三番瀬はどういう方向にあるのだろうかということ

も含めて、外の力も借りていくという方向を入れていただけると助かるなと思います。
以上2点です。

竹川委員 4ページですが、今、細川座長から大変詳しくお話しいただいたのですが、若干それに付け加えるということですが。

下から6行目の、シルト・粘土分の動態の検討の必要性というのがございます。現在、シルト・粘土分の動態がどうだということで、私どもがやっている市民調査のほうでは、塩浜、入船に囲まれた地域のここ2、3年の状況で見ますと、かなり堆積の傾向があります。そういうことで、今、後藤さんがおっしゃったように、そういうものも評価の中に入れていただきたい。

それから下から3行目の「カキ礁について」という点がありますが、今日は委員会の望月委員長はいらっしゃらないのですが、カキ礁及びアナジャコと言われましたので、アナジャコというのを追加していただきたい。

10ページの台風等のイベント時の対応ですが、これは国交省が平成14年にやりました可動堰の開放放水の後の状況を1年間フォローされているわけですが、この平成14年はそう大きな台風ではなかった。むしろ13年の方が大きかったのですが、今回の台風9号については、是非とも国交省さんでこれに準じた形で今後1年間くらいフォローしていただきますと、千葉県も大変助かるのではないかと。あれだけの大規模な調査もぜひとも今回行っていただきたい。

歌代委員 評価委員会の委員の皆様方、うまくまとめていただきました。ありがとうございます。これを見ますと、私は概ねこの評価委員会の提言されたことでいいのではないかと思います。ということは、既に各委員会でもこの中身についてある程度検討している部分もありますので、一応そういう点から考えましてもある程度網羅されていると思いますので、結構だと思います。

工藤委員 どうもありがとうございました。こういった形がいいと思うのですが。

8ページの「目標達成基準2関係」というところですが、ここの3番目の「・」、下のほうですが、新しい対照測線の問題が出ております。既に対照測線は来年度かなり東側へ移設していくことが決まっているのですが、工事が進捗してまいりますと、今の2丁目工事だけであれば問題ないのですが、あっちもこっちも出てきます。そうすると、いよいよ対照測線を設ける場所はなくなってしまうということが必然的に起こるわけなので、それをどうするかということはあらかじめ考えておいていただく必要があると存じます。相互比較で物を言えばいいとか、そういうことを考えておいていただかないと。例えば5年前に造成したところと新しいところの比較とか、そんな形を何か考えていかないと、今の対照測線だけで物を考えていると対象測線の置き場所がなくなってしまうので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

大西会長 今の御指摘は、3丁目まで事業が進めばということを含んでいる……。

工藤委員 いや、2丁目だけでも、結局、2丁目として適切な対照測線はなくなってしまう。

大西会長 はい、わかりました。

松崎委員 後藤委員と重複すると思いますが、長年のデータの解析、分析は必要だと思います。そういう意味で、短期間でなくて、長いスパンで専門家が解析することは必要だろうと思っております。そういう意味で、県直属の専門家を現職として配置するということは、私

は大賛成でございます。その辺の県の意見をお聞きしたいと思っております。

竹川委員 二つ言い忘れました。

一つは、平成 18 年度の自然環境調査の中で、いわゆる猫実川河口域の評価が出ておりまして、4 ページの最後に水環境等の関係等も触れてありますが、生物多様性の観点からしますと、この猫実川河口域は非常に重要な海域であると結論づけられている点を、ここには書いてありませんが、一応そういう評価が出ているということです。

それから、モニタリングにつきまして、9 ページの最上段にありますように、さらに年度末一番最新のデータを基にした評価委員会での討議結果のモニタリングを行うということがありますので、大変結構であると思います。

藤本委員 評価ということに関する基本的な問題をちょっと考えたのですが、先程おっしゃいましたように、5 年間で 1 ユニットとしてという感じの評価になるのか。基本的にはそれしかないと思います。それが 5 年経ち、2 回目で 10 年経つ。その評価というのは大変大事だと思います。一方、事業というのは毎年毎年進んでいくわけですね。その進捗と評価との矛盾というものは、要は短期間で変化したものは、これは学術的といいたいまいしょうか、基本的に本当に変化しているかどうかわかりませんよと。ところが、事業は、例えば 5 年で完了した事業に対して評価したら、これは効果がなかったとか、まずかったというのを、もっと概略でもいいのですが、短い期間でつかめるようなそういう評価も何かないものだろうか。これは大変難しい話だと思うんですけどね。先程おっしゃいましたように、季節的变化かどうかわからないとか、どうしても学術的に評価していくとそういうのはわからないということがよく出てくるのですが、本当の事業と直結した評価というものを短い期間でも何か考えられないものかと、ちょっとした矛盾で感じた次第であります。

岡本委員 評価委員会、非常に御苦労さまでございました。そして、なお細かくデータを取っていただきまして、本当にありがとうございました。

先程、複数年度のデータをつくるというお話をなさっておりましたが、これは必ず守っていただきたい。これをベースに今後何らかの形づくりができると思いますので、複数年度のデータは必ずつくっていただきたいと思います。この評価委員会の皆様方の御苦労に対して、本当に心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

遠藤委員 自然環境調査ということでちょっと視点を変えて見ますと、いわゆる三番瀬を囲む自然空間を考えますと、水面から上の大気圏といえますか、比較的水面に近いところの空間、それと水の中の現象、それから海底といえますか地中といえますか、そのように大きく三つぐらいに分けられると思いますが、底質とか、あるいは、ここに項目がありますが、そういったものが変わったといったときに、それを変えた原因となるものは、物理的ないろいろな水中の動きとかということになると思います。また、それを動かす、例えば波なんかですと、風が影響するということになりますと、主として底質とかそういったことについてここでは重点的に調査対象になっているようですが、短期間で動いたものかどうかということ判断する意味でも、例えば水中での動きはどうだったか、あるいはそれに伴って気象的な問題はどうかであったかということも当然関連が出てくるわけで、もう少しその辺の調査は必要ではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

大西会長 大体よろしいでしょうか。

それでは、会場から、この評価委員会の報告について、御質問、御意見があったらお願い

いします。

発言者 A 江戸川の A と申します。

7 ページの「検討結果」のア - 1 ですが、環境の形状評価というところがあります。このことについて申し上げますが、ここの結果としては「概ね妥当」と書いてあります。しかし、目標達成基準のところを書いてある内容について、検証結果は事実を正確に把握していないという事実があります。一つはマガキですが、ここにきょうは資料がありませんが、検証結果のところには、検証基準ということで 0.53 というのと 0.07 というのがあるわけですが、実は両方ともこれは基準に達成しているわけですが、0.07 のところについては当初の検証基準になかったことです。しかも小さい数値でありまして、検証結果のところ初めて出てきた数字なんですね。それが達成していると書いてあるわけです。つまり、改修事業と検証結果と比較検討する場合に、はじめにあった検証基準をもとにしてどうだったかなと、そういうふうにするのが科学的な検証であり評価だと思います。そういう点で非常に疑問になっております。

次に、ここに書いてあることでは、ハビタットとして機能するということがあります。この内容は三つほどありまして、一つは、貝類が一応施工前を達成しているということですが、これは三つだけ達成していないところがあります。それから、もう一つは魚類です。ここで記載されているのは、ハゼとかギンポ類、こういうものが施工前後の資料はないのです。したがって、施工前に比べて機能がどう変化したかというのは判断できないのです。そういうことは検証結果としてあるわけです。もう一つはウネナシトマヤガイ、ここには「確認されている」と書いてあります。これは公開の見学会が行われたわけです。私も参加したのですが、そのとき、見学会が終わったときに発見できなかったのです。次の護岸検討委員会に出ましたら「発見された」と書いてありまして、質問しましたら、それはその後にもう一度探したらあったんだよと、こういうことなんですね。しかも写真等に日付もないし、どうなのかと思いますが、普通、私たちも野鳥の観察会をやりますが、参加した人が同じ時間内で確認されたものを記録として挙げるのです。それ以外のものは参考の資料に過ぎないのです。しかも、県の報告会にはウネナシトマヤガイのことには何も触れてないのです。

そういう事実を見ましても、この検証結果は必ずしも事実を反映していないということがあるわけです。このことは、他の委員会でも再三言いましたが、殆ど検討されないでこういう結果が出ている。つまり、評価委員会というのは、こういう評価について客観的で公正に行われるべきものだと思うんですよ。御承知のように、再生事業が再生目的と順応的管理に基づいて事業をやられる。それを正確に評価するというのが非常に大事な評価委員会の仕事なんですね。そういう権威と責任を放棄していると思うのです。そういう点で、ここに資料はないけれども、必要ならば資料を提示していただいてもう一度吟味していただきたいと思っております。

もう一つは、この 1 ページ目に「検討の趣旨」というのがございます。その(1)に「評価委員会の役割」というのがあります。この中で と は報告されました。 のことですが、つまり 19 年度の事業が終わって 20 年度事業に継続の適否について評価委員会が判断して再生会議に報告するというのです。この内容は一切触れられていないのです。従いまして、これはどうしてなのだろうか。ここには「再生会議の指示に基づいて」とあ

りますから、一概に評価委員会がなぜやらないのだと責めるわけにいかないと思います。そういう点から見ますと、全員が参加されている再生会議においてこの取り扱いはどうするのか。既に 20 年度の計画が決まりつつありますが、それに引き継ぐ問題ですから、そういう点から見て、評価と次年度の計画がドッキングしないという状態になるわけです。これについての報告がなければ、千葉県は次の年度の事業をどうするかというのが判断できないわけです。

御承知のように、三番瀬再生計画の策定と再生の事業の進め方、いわゆる P D C A、こういうものがありますね。その中身は、第四段階というところで「知事は、三番瀬再生会議から意見を受け、次年度の再生事業の終了、継続、見直し、中止を決定する」となっているわけです。従いまして、再生会議からの意見報告がもらえないうちは、次の年度、つまり 20 年度の計画を決定できないとなるのではないかと思います。そういう点、影響があるもので、もしこのまま進めれば要綱に反するような事業の進め方になってしまうのではないかと懸念するところです。

以上、御審議をお願いいたします。

発言者 B B と申します。

この中に底生生物は出ているのですが、石積護岸にしたときに、将来、植物相も何らかの形でできてくるのではないかと思います、その辺のことも入れていただくのはどうなのかなというのを伺いたい。

大西会長 植物……。

発言者 B 植物も、石積みにするので種が飛んできたり、植物も入れたいと後ろの方にも書いてあるので、その植物の部分も底生生物と同じように評価の中の一つに入れていただくというのはどんなものでしょうか。

大西会長 それでは、皆さんからいただいた意見について、細川座長から答弁をお願いします。

細川委員 さまざまな意見をありがとうございます。あわせて、今日、御欠席の清野委員からもメールで意見をいただいています。

いろいろお答えする前に、清野意見をまず紹介して、その上で皆さんの意見に対しての私の考えを紹介したいと思います。

清野委員の意見はかなり厳しい意見というか、評価委員会と県の対応についての厳しい御意見で、新しい議論をするよりも、過去色々な委員会で指摘・提案された内容があまり整理されてないまま、つまり議論が収束しないまま、あるいは一つ一つが解決しないまま何年も過ぎていて、毎年同じ議論を繰り返したり同じアドバイスをするというのは大変疲れますね、というような御指摘が一つ。

それから、イベントのことで言いますと、江戸川河川事務所（国の事務所）が丁寧に調べていたりする。こういったところを教えてもらって、その上で、三番瀬でどういうところが肝要かというところで考えていった方がいいでしょうと。千葉県が、あるいは三番瀬が台風のイベント全部を自分たちだけで調べるというのは、大変辛い、お金もかかる話ですね。人の調査データをよく見るということがまず必要ではないでしょうか。これは最終ページの二つの台風のイベントに対しての御意見です。

それから自然再生調査に対する御意見ですが、蓄積型にしていってください、議論が蓄積されて議論が前に進むというような工夫が必要ではないでしょうか、ということでした。

これを踏まえて具体的にどうなんですかというところで言うと、清野委員からは、以前からもモニタリングに関しての組織、予算、体制の問題を指摘されたところですが、今回の評価委員会の報告のように、県の組織に専属の専門家を配置してくださいと具体的に書くというのは大変いい、これは前々から指摘していることですが、もう一度強く伝えてもらう方がいいでしょうね、ということがありました。

クラブ活動の件について言うと、少し研究的な作業があるので、急げと言ってもなかなかそんなに急いで結論が出る話ではなくて、時間がかかるという事情はあるんですよ、という指摘がありました。その部分と評価委員会の役割について、この指摘は評価委員会そのものの意味や役割を少し考えさせる内容になっているので、再生会議でももし議論してもらえたら、それはそれでいいんじゃないですか、十分議論してほしいですね、というような御指摘でした。

いずれも、評価委員会の報告のここを直せ、あそこを直せという議論ではなくて、評価委員会の議論を県はこんな気持ちで受けとめてくださいねという心構えのところが多いので、報告内容については小委員会の議論などがうまく反映されているということで、これでいいのですけれどもという御意見でした。ちょっと紹介の仕方が下手で、清野委員の気持ちがうまく伝わるかどうか心配ですが。そういう御意見をいただいたところです。

具体的に御指摘いただいたそれぞれの意見について、私の考えを順番に話していきたいと思います。

4ページの竹川委員からの御指摘で、下から3行目、「カキ礁についての取扱いの検討の必要性の指摘もあった」というところは「カキ礁及びアナジャコ」というのが正確な議論ではなかったのかという御指摘ですが、もしそういう指摘が自然環境調査の中で正しい議論だったのであれば、「及びアナジャコ」と書き加えることにしたいと思います。

次は、後藤委員からの指摘で、護岸で集めたデータ、あるいは国のデータ、色々なデータ等の活用も併せて図るということを書き記述しなさいという御意見、御指摘だったと思いますが、5ページの第二パラグラフ、上から7行目、「さらに」というところから始まる部分ですが、「平成19年度以降の水質等を含めた調査結果とあわせた解析で重要な変動であるか」の「19年度以降の水質等を含めた」という辺りにその気持ちは込めたつもりですが、明示的に書いた方がよければ、「水質」と「等」の間に「護岸モニタリングデータや国のデータも含めて」という文言を入れることにしたら、より気持ちがはっきりすると思います。

それから、データベースの公表ということですが、実施体制のところでは、人の体制の話に絞って強く言おうということですが、データベースの公表はある意味極めて当然なことですが、去年ですか、評価委員会から報告するとき、あるいは評価委員会の中の議論でデータベースの公表もあり、また、毎年毎年の都市ごとの三番瀬の姿みたいなことをそれぞれの年ごとにまとめるみたいなことをしたらどうかという議論もあって、特に今回は去年の議論の中で人の体制の話だけを強くここに書いたという次第です。あれも書け、これも書けということだったら、データベースの公表について記述してもいいのですが、どっちのほうが「県の職員を配置する」というその狙いを達成するためにいいのかなというところの判断かなと思っています。データベースの公表、あるいは年ごとの三番瀬の姿を毎年毎年まとめるということ、これは新しく配置されるであろう県の職員の仕事として大事な

ところということであれば、記述するというだけで構わないと思いますが、付け加えるということですね。

松崎委員から指摘がありました、自然環境調査の枠組みだと5年単位で評価して、5年前に比べて、この5年間でどういう方向に進んだのかという評価と、例えば何か悪いことをやっちゃって、すぐに変化が出てきちゃったところの検知の仕方、両方を考えなさいということは、全くそのとおりでして、そのために、ここでは私の理解では、工事をやるといったときに周辺に直ちに現れるような影響は工事の責任でモニタリングして、それを再生会議に報告しなさいという仕組みを片方で持ちながら、再生会議は再生会議で、工事があるとなかろうと、たくさんあろうと、少ししかなかろうと、5年タームで三番瀬の姿を見ていくというのと両方あって、その組み合わせということで、自然環境調査事業と市川塩浜護岸のモニタリングと二つ並列的にここで検討・指示をいただいたという理解です。ということなので、松崎委員の御指摘の問題意識は評価委員会の中でも持ちながら両方見ているといったところでカバーしている次第です。ただ、そのジョイントの仕方については、先程も後藤委員から御指摘あったところで、使えるものは何でも使いなさいということだと思います。

それから、遠藤委員から、長期的な変動をもたらす短期的な水の流れみたいなものがあるって、こいつを測らないと、長期的なというか、広域的なというか、じわじわと起こるようなことが要因特定できないので、水の中の流れみたいな要因をもたらすような、しかし短期的に変動するようなもの、これのモニタリングも組み合わせていかないといけないのでしょうねという御指摘で、全くそのとおりで、特に去年、自然再生調査のあり方について激論を内部で戦わせまして、その結果が6ページの別表1に反映されております。実施年度20年度にマルがついている中に「水環境モニタリング」というのがありまして、その「調査項目」という左から二つ目の項目を見ていただきますと、水温、塩分、溶存酸素、クロロフィル、濁度、流向・流速等ということで、短期的な変動についての連続観測みたいなものの導入を早くしなさいというのが去年の提言で、19年度は予算等の関係で導入できなかったのが、20年度から導入されるようになると理解しています。遠藤委員の御指摘のところも加味しながら20年度の調査計画が立てられているというふうに思っておるところです。

7ページに行きまして、おいでになっているBさんからの御指摘で、植物相も目標達成基準に入れないのですか、という質問がありました。目標達成基準は、事業者が、自分たちがこういうふうに目標をつくって、これになるように進めるのだと事業者自らが設定した基準です。評価委員会としては、事業者が自ら設定するときに次のようなサジェスチョンをしました。石積みの護岸をここにつくると、似たような形状の護岸が三番瀬周りの沿岸にあるでしょう、そこを見に行ってください、その似たような形状のところで見られるような生物相、生物群集にこの石積みの護岸もなると思って見て、その上でどんな目標達成基準をつくるのか考えてください、というような指摘をしました。それに基づいて、事業者側はこの四角で困るような達成基準を書いたと思います。Bさんの御指摘のように、生き物のうち、植物も生えてきます。しかし、少し勾配のきつい砂浜や干潟の勾配とはちょっと違って、石積みの護岸は、少し勾配がきついところ、こういう場所では生き物のうち動物が非常に目立つという生き物群集をつくりがちです。もうちょっと深い海

の中とか、もうちょっと緩い勾配の壁の面で光がたくさん当たるところでは、あるいはもうちょっと栄養塩濃度などが違うところでは、植物が目立つという群集になる可能性もあるのですが、ここでは動物を主体とした群集になるので、まずそこを目標達成基準につくるといことで事業者側はこの基準をつくったのだと私は理解しています。この目標達成基準は、この再生会議の場で何回か御紹介ありまして、特にそれに対するおかしいとか変だという議論もなく御紹介が終わっているので、これを目標達成基準にして、マガキを主体とした潮間帯生物群集がつくられれば、マガキの間に植物が当然生えてくる。その群集の特徴づけをするようなところを目標達成基準にしているという意味で、私はこれでいいのではないかと考えています。

それから、Aさんから、客観的・科学的ではない、あるいは事実を正確に把握していないという御指摘が幾つかありました。小委員会の中でも、Aさんから御指摘いただいて、データの信頼性とかデータの測定の時期といったところについては、事業者がデータを紹介してくれましたので、事業者に問い質しました。マガキの生息密度みたいなものについては事前に測定しているとか、それから1年経ったときの生物群集の密度がそこで言われている0.53とか0.07といったものをはるかに超えているすごい大きな数値、0.53や0.07という数値の1桁大きい値となっていて、そういう意味では、マガキを主体とした生物の定着が始まっているという判断はできるなと思います。

それから、「ハビタットとして機能する」というのは、生態学的にハビタットとして機能するというのは何で測られるのかというのは非常に難しいところがありますが、そこで子供が生まれて再生産ができているとか、植物と動物と、動物の糞や死骸を分解する分解者とがバランスよくいるとか、こういったような生態系の系としての機能が評価されるべきところで、それ自体はなかなか測定しづらいのですが、そこに稚魚がいるとか、卵が生まれたとか、そこで次世代のマガキが見られたというところから、子供がそこで生まれているとか、長年経っても飢え死にしていないとか、みんなそれなりに存在しているとかいう観察から、ハビタットとして機能しているというところが推し量られるというようなところでありまして、撒いた生物が同じだけいないというようなところだけではハビタットとしての機能は量られないというところがあります。そういう意味で言うと、「ハビタットとして機能している」といったところをどう評価するのかというところはいささか難しい点もあるのですが、今すぐ機能しているという評価ではなくて、ハビタットとして機能するであろうことを予感させるような稚魚が群れているとか、貝がたくさん付いているというところは見られるというところで、1年目の加入・定着というところはまあ妥当だろうなという判断ができるというところなんです。

それから、8ページ。工藤委員のところですが、工事区域が2丁目全体に広がっていったときにどうするかといったところは、それはそれで検討しなければいけないところです。この護岸の工事は1年で一気にやるという種類の工事の進め方をしていませんので、1年目につくったところは3年目、4年目は護岸があることを前提にしたある変動をするので、泥が何年で安定するかというところの見極めもあるのですが、古い護岸の前面を今度は新たな対照測線にするとか、いろんな工夫の余地はきっとあるのだろうなと思っています。今回の指摘は、将来こんなふうに広がっていったときどうするかというところについては特に指摘していませんので、20年度延びるという工事計画はあるので、その20年度の工事

計画に見合って新たな対照測線を設けなさいという指摘です。もっともっと延びていって、22年度、工事が全部概成したときはどうするのかといったときは、またそのとき色々考えなければいけないところだと思っております。

1ページの(1)のに対するAさんの御指摘、「再生事業継続の適否について」というところについては、私が答えるのかどうか。Aさんの御指摘で言うと、三番瀬再生会議全体でいいのかどうか議論しなさいという御指摘だったので、とりあえず私が答えなくてもいいのかなと思っております。

大西会長 ありがとうございます。丁寧に答えていただきました。

質問あるいは意見を述べられた方で、重ねて御質問、御意見があれば、お願いします。

後藤委員 御検討ありがとうございます。後はお任せいたしますので、私の意見は入れられるものは入れていただいて。

大西会長 全体に少し補足するとか、そういう趣旨の御意見だったと思いますので、冒頭申し上げましたように、これについては、知事に対する意見書という格好で取りまとめたいと思いますので、そのまとめる際に、今出た御意見の中で、資料に当たってという座長の話もありましたが、そういうことをした上で取りまとめたいと思います。

きょうの報告は二つありまして、一つは、定常的な調査といいますか、三番瀬の自然環境調査ということと、もう一つは、今行っている護岸改修事業に伴う環境の変化という、二つの調査があります。それで、この護岸改修については、モニタリングをしながら事業のあり方にフィードバックさせるということがPDCAにとっては必要になるということであります。今回の評価委員会の結論、8ページにありまして、8ページの結論の中で、「監視結果に基づくと、事業の三番瀬全体への著しい環境影響は今のところ認められない」とあります。従って、この事業は必要だということで再生会議としても実施計画に盛り込んだ事業でありますので、こうした環境への影響が軽微であるということでありますので、引き続き護岸の事業を進めるというふうに再生会議としては結論づけたいと思います。

それでは、評価委員会の報告について、1点目は県知事への意見ということで、さっき申し上げましたように、必要な修正、改善を施して意見を取りまとめることにさせていただきます。これについては、評価委員会の細川座長、吉田副会長と私とで相談して、再生会議の意見として取りまとめたいと思います。御一任いただけますか。

(「結構です」の声あり・拍手)

大西会長 ありがとうございます。

もう一つの点の護岸の改修については、これもさっき申し上げた趣旨で、この意見書の中に盛り込みたいと思います。

それでは、今の点については、また会場の方の意見を伺う機会をもう一回設けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

今の議題については以上といたします。

(3)平成20年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)について

大西会長 次の議題、「平成20年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)について」に移ります。

これについては、さっき申し上げましたように、前回、「20年度事業の方向性について」という議題を扱って、そこで、まだ実施計画本体が出されたわけではない時点でそれについて御意見をいただきました。その後、実施計画（案）が送付されて、それについて文書で皆さんから御意見を出していただいたということで、それら全体を整理して、最終的には実施計画（案）に対する再生会議の意見をまとめるというのが今日の目的ですので、そこに至る一連のプロセスを取りまとめて事務局から説明をお願いします。

竹川委員 議事進行につきまして。

事務局のほうからのお話の際には是非とも触れていただきたいと思うのですが、それは、資料3-3の20、21ページにかけまして、私から実施計画（案）の検討に先立って確認していただきたい事項を2点掲げております。新しく議題としてこれを検討されるということは、ちょっと難しいような気がいたしますが。

大西会長 今の点についてもこれからの議論の中で触れますので。全部について触れるということになりますから。それは1項目として議論したいと思います。

では、お願いします。

三番瀬再生推進室 議題の本題に入る前に、これまでの経緯及び資料について説明いたします。

まず、資料3-4を御覧ください。

こちらは、前回の再生会議で配付、説明した資料でございます。平成20年度実施計画策定の進め方について記載したものです。前回の再生会議から今回の再生会議にかけて、概ねこの資料にある流れのとおり進めさせていただきました。

確認のため簡単に説明いたしますと、最初の「 」にございますように、前回9月11日の第21回再生会議で、平成20年度三番瀬再生事業の方向性を議題として御意見をいただいたところでございます。

その会議の後に、その会議の中で出ましたそれぞれの意見に対する県としての対応を整理しましたが、それが資料3-2でございます。表題に「前回会議での御意見・御質問についての対応一覧」と記載してございますが、前回の再生会議において、資料のつくり方や、事業の方向性や、あるいは質問的な内容の御意見、色々出しましたが、これをこういう形で整理させていただいたということでございます。

その御意見も踏まえながら、今度はいよいよ本格的な実施計画（案）ということで、資料3-1「平成20年度三番瀬再生実施計画（案）と事業の進捗状況について」を作成いたしました。

この資料ですが、御覧いただきますとおわかりになりますように、左側の太枠の部分が20年度の実施計画（案）の部分になっております。参考として、この太枠の中の左の下半分に事業計画における5ヵ年の目標も示してございます。

この資料ですが、前回の実施計画の方向性ということにおいては、1ページの太枠の「事業内容」にございます1番よりも上の部分について記載したのですが、この資料は、1番以下、具体的にどういう事業を進めていくかということについても記載しております。

一方、この太枠以外の右側の方ですが、こちらは、事業の進捗状況について記載いたしました。前回の方向性の中でも進捗状況について記載したのですが、なるべくわかりやすく示していただきたいという意見も踏まえまして、もう少し詳しく記載しております。例を挙げますと、進捗状況の18年度の中にPDCAサイクルを意識して「結果の評価」と

いう項目を入れました。あるいは、19 年度につきましては具体的な実施計画を記載して、下の方の「事業進捗状況」はさらに詳しく記載いたしました。

資料 3 - 1 と資料 3 - 2 を 10 月下旬に委員の皆様へ送付いたしまして、平成 20 年度の実施計画（案）についてあらかじめ御意見をいただくようお願いしたところです。短い期間で回答をいただくことをお願いいたしまして大変申し訳なく思っておりますが、ここでいただきました意見についてまた資料として取りまとめをいたしました。それが資料 3 - 3 です。この 3 - 3 を御覧いただきますとわかりますように、各事業に対する委員の方々からの意見と、その提案理由を記載してございます。

この意見について、幾つかの区分をしております。1 ページから、「1 実施計画（案）の本文の修正に関する意見」という形で整理いたしました。上のほうに「注 1」「注 2」と注釈を入れてございますが、アンダーラインの部分は、これは加筆すべきではないかという意見。見え消し部分は、削除すべきではないかという意見を示しております。

本文の修正に関して、あらかじめ県でも検討したのですが、修正が可能と考えられるものについては備考欄にその旨を記載しております。

この資料の 13 ページに飛んで、13 ページからは「2 再生事業実施に当たって留意すべき意見、県に対する要望など」という形で整理しております。

さらに 20 ページからは、そのいずれにも該当しない「3 その他」という形で整理いたしました。

13 ページの一番上の備考欄に「修正可能」という記載がございますが、これはまた後ほど説明いたします。

なお、1 番の「本文の修正に関する意見」と 2 番の「再生事業の実施に当たって留意すべき意見」ということで区分したのですが、どちらに区分するか少し迷った意見もあったのですが、実施計画（案）の文言を具体的にこう直すべきだという文案が入っていたものについては 1 に整理し、それ以外のものについては 2 に整理いたしました。

そういうことで、今日はこの資料 3 - 1 及び 3 - 3 を中心に御議論いただければと考えております。

経緯及び資料に関する概要は以上でございます。

資料 3 - 1 につきましては、今回の再生会議の開催を報道発表でお知らせした時期と併せて、11 月 22 日から千葉県ホームページで公開しております。

それから、資料 3 - 1 の 21 ページですが、ここに市川市塩浜護岸改修事業がございます。「実施計画（案）」の「事業内容」欄の一番上に「H20 実施計画については、現在、市川海岸塩浜地区護岸検討委員会において、以下の 3 案を基に検討中です」と記載されております。これにつきましては、先週の木曜日（11 月 22 日）に護岸検討委員会が開催され、その中の意見として、基本的には案 3 で行くことになったと聞いております。このことにつきましては、今日の会議の報告事項としてまた報告させていただきます。

実施計画（案）に関する今日の会議以降の予定ですが、御議論いただきました後、再生会議としての意見を踏まえながら、必要に応じて文言等の修正を行って内容を確定していくことになってまいります。最終的には平成 20 年度実施計画として公表する段階では、左側の太枠の部分を取り出した形で 19 年度の実施計画とほぼ同様のフォーマットで公表するというを考えてございます。委員の皆様への青いホルダーの中には 19 年度の実施

計画が入っておりますが、最終的にはこれとほぼ同じスタイルを想定してございます。

なお、20年度の実施計画の最終的な確定、公表は、来年の2月議会で予算承認を受けた後の3月中旬頃の予定と考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

大西会長　　ありがとうございました。

全体の整理ですが、あくまで実施計画というのは、基本計画があって、事業計画があって、実施計画があるという3本立てになっています。それは常に1セットで、長期、5年、単年度ということなので、これを全部並べてみたときに同じ表現が三つに出てきたり、あるいは二つに出てくる必要はない。それぞれ役割が違うと思います。従って、基本計画や事業計画に書き込まれていることについては、毎年の実施計画の中で重複して書かないということを原則にしたいと思います。これは前回は確認したことです。

実は、実施計画を見ていると、こういう表現も要るのではないかと色々文章が膨らんでくる傾向があって、委員からの御意見の中で、事業計画あるいは基本計画に書かれていることを意見として書くべきではないかということで出されたものがありますが、それは趣旨は正しい趣旨だと思いますが、重複しないという理由で修正しないことにしました。それはかなりの意見に適用される結果となっておりますが、それらを踏まえて資料3-3について皆さんから御意見をいただきたいと思います。取り扱いとしては、結局、県で直す。前回の議論については、実施計画の案をつくる際に反映した。それは3-2に書いてある。3-1ができて、それに対する皆さんの意見の中で修正するのは3-3に書いてあって、これは3-1にはまだ反映されていないということです。これから加えるという経過になっています。従って、資料3-3をベースに御意見をいただきたいと思います。御意見がありましたら、よろしく願いいたします。

三番瀬再生推進室　　恐れ入ります。各意見に対して県としてどういう考え方をするかということの説明させていただいて、その上で御意見をいただければと思うのですが。

大西会長　　では、お願いします。

三番瀬再生推進室　　それでは、資料3-3について説明いたします。

まず、「実施計画（案）の本文の修正に関する意見」ということで、1ページ、最初に「第1節 干潟・浅海域」「1 干潟的環境（干出域等）形成の検討・試験」「2 淡水導入の検討・試験」に関する竹川委員の意見です。

前段の意見として、「意見」という欄に「……（中略）……干潟的環境（干出域等）形成の試験及び淡水導入の試験の実施に向け、再生会議及び、三番瀬再生試験計画等検討委員会の意見を踏まえ」という形で、検討委員会だけではなく再生会議の意見も踏まえることを明記するという意見でございます。

この意見については、先週の11月21日に三番瀬再生試験計画等検討委員会がございまして、そこでもこの事業に関する20年度実施計画案の審議が行われております。その委員会で竹川委員から同じ意見を提案されておられるのですが、検討委員会の意見といたしましては、再生会議との連携は基本計画の推進体制の項目において整理されているとおりであり、事業実施にあたっての前提である。従って、本事業だけ改めて加筆する必要はないという形で整理していただいております。大西会長からもございましたが、県としては修正の必要はないと考えております。

続きまして、竹川委員の同じページの後段の意見ですが、これは「試験計画及びモニタリング計画を策定し、漁業者、関係機関等との協議を行います」の協議先に環境団体も含めるべきではないかという意見でございます。

これにつきまして県で考えておりますのは、ここで言う協議先とは、許認可権者、漁業者、土地所有者との法令等に基づく協議について記述しているということでございますので、修正する必要はないものと考えております。なお、検討委員会でも同様の意見でした。なお、環境団体からの意見につきましては、検討委員会や再生会議を通じて伺って、あるいは伺えるものと考えております。

次に2ページ、具体的な事業内容の記載の中で、1として、三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の開催を、4回ではなくて、「必要に応じて開催」という表現にすべきという意見でございます。

これにつきましては、県といたしましては、回数の記述を削除するという形で修正可能と考えております。その理由といたしましては、会議の開催回数等は検討委員会の中で検討されるものとするためでございます。検討委員会でも同様の意見ございました。

大西会長 今のところですが、検討委員会に「実現化」と入っているのと「実現化」が入っていないのがあるのだけど。

三番瀬再生推進室 失礼いたしました。これは、ここの項目につきましては、すべて「三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会」を意味しております。ここの項目に関してはということですが。

大西会長 本文の3 - 1のほうに二つ出てきますので。「実現化」が入るのが正式名称ですね。では、続けてください。

三番瀬再生推進室 次に、3ですが、「事前環境調査の実施」という項目の下に、「国、県、市民などが実施した調査の成果を十分に活用する」という文言を加えるという意見ですが、こちらにつきましては修正可能と考えております。これは修正案として、「事前環境調査等の実施（春季・夏季・秋季等）」と、この「等」を入れることによって柔軟な表現をするということを考えております。実は、検討委員会の方でも同じ意見に対してこのような結論になったということでございます。

4ですが、漁業者、関係者等に関して、先程と同様に環境団体を明記という意見ですが、こちらにつきましては、同じ理由で修正する必要はないものと考えております。

5のアサリ養貝場の現況調査の実施に関する項目を加えるという意見でございます。これはかつて市川漁港の近くにつくられた人工干潟のことだと思われませんが、費用対効果の面で調査を実施する優先順位は低いと考えておまして、修正の必要はないのではないかと考えております。検討委員会でも「修正すべき」という意見ではございませんでした。

6ですが、汽水域拡大の淡水供給減として、地下水・雨水の利用調査に関する項目を加えるという意見です。これにつきましては、現段階では調査の有効性がわからないので、修正する必要はないものと考えております。検討委員会でも、「修正すべき」という意見ではございませんでした。

3ページにまいります。

後藤委員の意見です。これの趣旨は、竹川委員と同様に、試験の実施に向け、検討委員会だけでなく再生会議の意見も踏まえることを明記するという意見でございます。

こちらにつきましては、先程も申し上げましたが、基本計画で整理されているので修正する必要はないものと考えております。

なお、意見の提案理由ですが、後藤委員の上から4行目に「個別の検討委員会は、必ずしも三番瀬再生会議との関係が明確になっていない」という意見がございますが、検討委員会につきましては、「個別の検討委員会の設置に係る基本的な考え方」というものに基づいて設置されたもので、再生会議との関係については整理されていると考えております。

また、「意見の提案理由」の最後段のところですが、委員構成に関する意見がございます。これにつきましては、今後、検討内容を踏まえて必要に応じて委員構成について考えていきたいと考えているところでございます。

ここで、ページが飛んで大変恐縮ですが、13 ページを御覧ください。この最初の欄には、同じ「1 干潟的環境（干出域等）形成の検討・試験」「2 淡水導入の検討・試験」に関する遠藤委員の意見を記載しております。

御意見の趣旨といたしましては、「干潟的環境形成の試験及び淡水導入の試験の実施に向け……」と記載されているが、実験そのものについての目的が不明確である、目的を絞り込む必要がある、という意見でございます。

資料ではこの意見については2の「再生事業の実施に当たって留意すべき意見、県に対する要望」のほうに整理したのですが、11月21日の三番瀬再生試験計画等検討委員会でやはり遠藤委員から同じ意見が出されまして、検討委員会ではこれに関して、「目的、目標を明らかにするのは非常に大事なのだけれども、それを明らかにすること自体もこの検討委員会の役割になるのではないか」といったような趣旨の別の意見もございまして、結論としては、これらの趣旨を踏まえて本文の修正を行うべきではないかということになりました。

その修正案文は、スペースの関係がありまして19ページの下の方でございます。これは原案と修正案を並べて書いております。修正案を読みますと、「そこで、現在残る干潟的環境を保全しつつ、三番瀬の多様な環境再生を試みるため、試験の目標を明確にしつつ、引き続き事前環境調査等を実施しながら、干潟的環境（干出域等）形成及び淡水導入の試験計画及びモニタリング計画を策定します。この際、三番瀬再生試験計画等検討委員会の意見を踏まえるとともに、漁業者、関係機関等との協議等を進めます。」という形で文言を直したらどうかというのが、検討委員会の意見ということで取りまとめをしていただいたところでございます。

4ページに戻っていただきまして、「第2節 生態系・鳥類」。

「1 行徳湿地再整備事業」に関する竹川委員の意見です。「三番瀬との海水交換促進による干出域の拡大や湿地、海域への淡水導入促進による汽水域化を図る……」、以下を削除して、「……図るため、協議会（仮称、計画前段の論議結果によって担当と決められた組織）は再生会議（または実現化委員会）と緊密な連携を保ちながら、三番瀬との“水みち”の開削施策の具体化、施設の再整備や、湿地環境の悪化防止のための現況水路、浄化池等の機能調査と維持管理等を行います。」という文にすべきではないかという意見でございます。

行徳内陸性湿地再整備検討協議会ですが、これにつきましては、県としては、この性格をいわゆる個別の検討委員会に準ずるものではないかと考えております。これにつきまし

ては、資料3-5、三番瀬関連組織の位置付けを図に示したのですが、左側の図で個別の検討委員会として護岸、環境学習、実現化試験計画等の三つの組織に御注目いただきたいのですが、これらは会議を公開で行い、委員が県民参加型となっているという、情報公開と県民参加をキーワードにする組織であるとともに、ここに(2)で矢印が入っておりますが、三番瀬再生会議との連携を図るため、再生会議の委員の方も検討委員会に委員として参画いただくことになっております。千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会は、円卓会議の設置よりもかなり前の平成6年度に設置されたものですが、図の右側の下の枠の中にその性格を記載しております。個別の検討委員会に準ずるものとして位置づけられる理由として、まず、この枠の一番下にございますが、公開で会議を行っていること。次に、その上に「3 委員」とありますが、関係団体が参加している。これは具体的には自然保護団体の代表者が加わっております。さらには、三番瀬再生会議の蓮尾委員が学識委員として参画されているということが挙げられます。従いまして、左側の図の中で、知事の下で左から2番目にこの検討協議会を記載しておりますが、個別の検討委員会に準じた組織ということで知事を通じて三番瀬再生会議に重要事項について説明、意見交換をしていく。こういう位置付けで捉えていただければよろしいのではないかとということで、竹川委員の本文の修正は必要ないのではないかと考えているところでございます。

資料3-3の4ページにお戻りいただきまして、さらに竹川委員から、「意見の提案理由」のとして、「行徳湿地を三番瀬の後背湿地として位置づけた整備事業であることを明確にする」という提案理由がここに記載されております。これにつきましては、事業計画の中で整理済みと考えております。

として「当面の課題として、三番瀬への水路開削事業の取組を明示する」という提案がございまして、これにつきましては、開渠化の早期事業化は困難であるので、20年度は三番瀬との海水交換に効果的な千鳥水門の整備を進めることとしたいと考えております。

また「意見」の欄に戻りまして、下のほうの「1 三番瀬に通ずる湿地内施設整備の調査設計」の中で、湿地内施設に限定すべきではないといったような趣旨での修正ですが、こちらは20年度事業では湿地内施設整備に係る調査設計を実施するというので、修正は必要ないのではないかと考えてございます。

その下の2ですが、検討協議会の開催を、年2回ではなくて、必要に応じ随時開催すべきではないかという意見です。こちらにつきましては、回数の記述を削除するという形で修正可能と考えております。これは、会議の開催回数等は検討協議会の中で検討されるものとするためでございます。

5ページ、上の方が後藤委員の意見です。後藤委員の意見は、「行徳湿地の再整備によって、三番瀬との有機的なつながりや影響が生ずることが考えられるので、三番瀬再生会議との連携を図りながら進めます。」という文言を一部加筆修正するという意見です。こちらにつきましては、再生会議との連携は基本計画で整理済みですので、修正の必要はないと考えてございます。

次に、「2 三番瀬自然環境調査事業」にまいります。

竹川委員の意見、前段の方ですが、これは、自然環境調査の実施にあたり、平成18年12月の三番瀬再生会議からの意見だけでなく、19年度の再生会議からの意見も加えるという趣旨の意見です。これにつきましては、「平成18年12月」という原文の表現ですが、

これは平成 18 年度の評価委員会の検討結果を 18 年 12 月に再生会議の意見として知事宛てに文書で意見書が提出されていることを踏まえてのものです。御意見のとおり、19 年度にまた評価委員会で検討いただいた結果を踏まえる必要もありますので、記述から「平成 18 年 12 月」を削除して、「三番瀬再生会議・評価委員会からの意見」に改めることは可能だと考えております。

その下の 2 番目の意見ですが、深浅測量に関しまして、「浮泥層の測定方法について工夫を要する」という文言を加える趣旨の意見でございます。これにつきましては、20 年度の事業内容は評価委員会の検討結果を踏まえて確定してまいりますので、ここでは修正する必要はないと考えております。

3 として、「猫実川河口域の生態系と、生物による海水浄化力の調査を実施する」という事項を追加するという意見ですが、こちらも評価委員会での検討の結果を踏まえて確定するということとなりますので、ここでは修正する必要はないと考えております。

次に 6 ページ、「3 生物多様性の回復のための目標生物調査事業」です。

上の竹川委員の意見ですが、これはいわゆる前文に当たる部分で、3 行目から、「生物種の選定を行うことが必要です」ではなくて、「生物種の選定を行うことを優先事業として位置づけ、予算措置を含め可能な体制をつくる」という表現にすべきという意見ですが、この表現は事業計画の表現を引用しておりますので、これを生かして、修正する必要はないものと考えてございます。

もう一つは後段ですが、こちらは目標生物種候補の選定に関して、「年度目標として」という表現を加えるという意見です。これにつきましては、この 20 年度の実施計画については、そもそも年度目標については 20 年度内の年度目標ということで定めるものですので、これを改めて記載する必要はないものと考えております。

その下の後藤委員の意見ですが、「三番瀬再生の総合的な目標を明確にするため、三番瀬の変遷、かつて生息していた生物と生態系、環境条件等の整理を行い、現状を分析した上で、再生の目標となる生物を選定と再生すべき生態系、生息環境を抽出し、目標を共有していく必要があります。生物多様性の目標と回復の度合いを県民にわかりやすく示していくことが重要です」という形で、目標生物調査事業を行う意義について原文よりも詳しく表現をするという意見でございます。この意見ですが、やはりこの文は事業計画を引用しておりますので、ここでは修正の必要はないのではないかと考えております。

一番下ですが、「目標生物の選定を三番瀬再生会議と県民参加のもと、公開で」という文言を加えるべきという意見ですが、こちらにつきましても、再生会議との連携、公開原則は基本計画で整理済みということで、修正の必要はないのではないかと考えております。

次に 7 ページ、「第 3 節 漁業」。

「1 豊かな漁場への改善方法の検討」。

まず工藤委員の意見ですが、3 行目、「三番瀬の漁業特性を整理し、小区画ごとに改善方法を検討していくことは必要です」という修正を行うべきという意見ですが、これは御意見のとおり修正は可能だと考えております。

次の竹川委員の意見ですが、具体的な事業内容の 3 として、「アサリ養貝場の実績を検証し、今後に生かす」という項目を加えるという意見でございます。こちらにつきましては、漁業の関係者からの情報収集に努めてまいります。文としては修正しないでそのま

まとしたいと考えております。

「2 アオサ対策」で、竹川委員の意見ですが、3行目、「アオサを効率的に回収することが必要です」ではなくて、「アオサの効率的な回収を行うとともに、専門家による発生と消滅に関する基礎的な研究も進めます」とするべきという意見でございます。こちらについては、結論としては修正する必要はないと考えております。理由といたしましては、これまで種の特定制や種ごとの発生の状況、漁場内の分布状況について基本的な調査を実施してきておりまして、平成20年度以降も漁業者と連携してアオサ発生状況調査を継続実施し、知見の集積を図っていくこととしておりますので、今後の進め方についてはこれまでの調査実績、研究分野、優先順位等を踏まえまして、三番瀬漁場再生検討委員会の意見を聞いて進めてまいりたいと考えております。

下の段落の方ですが、「アオサ発生状況調査を継続し、発生状況等について把握するためにアオサ情報ラインを設け、住民や市民調査からの情報を収集する」という文言を加えるという意見でございます。こちらにつきましては、既に漁業関係課で漁協と連携して、漁場のアオサ発生状況や集積状況の情報収集を行ってございますので、文言としては修正の必要はないのではないかと考えております。ただ、漁場に関するアオサ関連の情報収集、あるいはその他三番瀬関連、一般の情報収集の窓口につきましては、県のホームページで広報していきたいと考えております。

8ページ、「3 藻場の造成試験」、竹川委員の意見でございます。「専門家の指導の下に改めて、目的に照らしてこれまで造成試験の総括をした上で、漁業者と連携したアマモ造成を試行し、モニタリング調査を実施する」という形でつなげていくという意見ですが、「総括をした上で」というところがポイントかと考えますが、これにつきましては、これまで造成したアマモ場につきましては、生物量の増加や水産資源の再生産場所としての価値が高まるといったような結果が得られておりますが、その一方、移植後は比較的順調に繁殖するけれども、高水温期には枯死・流出しているということもございます。これらの調査結果を踏まえて、漁場再生検討委員会の意見を聞いて進めてまいりたいと考えております。すなわち、既に行っているということなので、修正は必要ないのではないかと考えております。

次に、「第4節 水・底質環境」。

「2 三番瀬周辺の県の管理する河川再生の検討」。後藤委員の意見ですが、4行目で「再生可能な県の管理する河川を整理します。」ではなくて、市が管理しているものも加え「県等」という表現にするという意見でございます。こちらは、三番瀬再生計画につきましては、県が主体となって行う事業を取りまとめておりますので、本文の修正という形ではなくて、県以外が実施するものについては基本計画との整合性について配慮を要請していくという形にさせていただけないかと考えております。

「4 江戸川左岸流域下水道」。

後藤委員の意見ですが、具体的な年度事業として新たに次の項目を加えるという意見です。公共下水道への未接続箇所の解消、未接続箇所や接続不可能箇所を解消するための対応策の検討ということでございます。これにつきましては、流域全体としては接続率が93%、浦安市では97%、市川市で93%と既に9割以上を超えているということで、公共下水道の整備促進の中で既に接続の促進について取り組んでいるということがございます。

ので、追加修正の必要はないと考えております。

次に9ページです。

竹川委員から、「江戸川第二終末処理場の整備等」の下に として「処理量の増加方策の研究」、 として「大雨時の猫実川の未処理水の放流防止策の検討」を加えるという意見ですが、こちらは修正の必要があるとは考えてはおりません。その理由といたしまして、まず東京湾の水質改善を図るために、処理量の増加の改善ではなくて、窒素やリンを削減する高度処理化を進めていくことにしているということ。それから、現在、旧江戸川への処理水放流管を平成 21 年度に供用できるように整備してありまして、これが完成すれば猫実川への放流はなくなること、それから猫実川からの放流は未処理水ではなくて処理水であるという理由が挙げられると考えてございます。

下のほうですが、「第5節 海と陸との連続性・護岸」。

「1 市川市塩浜護岸改修事業」でございます。

竹川委員から、モニタリング調査の実施にあたり、平成 18 年度 12 月の三番瀬再生会議からの意見だけではなくて、19 年度の再生会議からの意見も加えるという趣旨の御意見ですが、これは先ほど5ページの自然環境調査のほうでも同じ趣旨の意見をいただいておりますが、原文の表現は、評価委員会の検討結果を 18 年 12 月に再生会議の意見として知事宛てに文書で意見が提出されているということ踏まえてのものですが、御意見のとおり、19 年度も踏まえる必要があることから、さらに護岸検討委員会の意見もいただいておりますので、記述から「18 年 12 月」を削除して「三番瀬再生会議・評価委員会等からの意見」ということに改めることは可能と考えております。

次に10ページです。

後藤委員の意見ですが、5行目、「そこで、生態系にも配慮した高潮防護の護岸改修を市川塩浜地区護岸検討委員会で検討し、三番瀬再生会議、三番瀬評価委員会の意見を踏まえながら進めます。」という文に修正するという意見ですが、この意見のあった記述の箇所は事業計画から転記しているもので、事業計画に位置づけられておりますので、現在の表現でよろしいのではないかと考えております。また、再生会議との連携につきましては、基本計画に整理されているということです。

「2 護岸安全確保の取組」、竹川委員の意見ですが、2行目、「県民の生命・財産を守るために護岸の安全性を確保することが必要」という部分を「.....守るためには、地域防災のための高潮対策、行徳湿地の遊水池化などの総合的対策と併せて、護岸の安全性を確保することも重要です。」と表現を改めるという意見です。こちらにつきましては、この意見の箇所は事業の必要性を事業計画から転記しているということで、現在の表現でよろしいのではないかと考えております。

次に、「3 自然再生(湿地再生事業)」です。

竹川委員の意見として、4行目から「市川市塩浜地区の市川市所有地において、検討委員会の検討を踏まえ、塩浜護岸の改修や地元市・関係機関との協議調整に努め、再生会議との早期情報交換など、連携を図りながら」、こちらにつきましては、三番瀬再生試験計画等検討委員会でも竹川委員が同じ意見を出されまして、再生会議との連携については基本計画で整理されているので加筆する必要はないのではないかと考えているところでございます。

11 ページにまいります。

後藤委員から、市川塩浜地区での自然再生、湿地再生の基本的事項を確定させていく旨の原文の後に「また、浦安市、船橋市においても湿地再生の可能性について検討していきます。」という文を加えるという意見です。これにつきましては、市川塩浜を優先的に実施することとしておりますが、事業計画では自然再生の検討を地元市や関係機関と協議しながら進めるとしてしておりますので、「また、自然再生の実現を図るため地元市や関係機関と協議を進めます」のような形での加筆は可能であると考えております。

「第6節 三番瀬を活かしたまちづくり」。

「1 三番瀬周辺地域における調和のとれたまちづくりの取組」。

竹川委員の意見ですが、「三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりについて検討するため、広域的な観点から県と地元市と協議を行う」という間に「県の果たすべき分野について指導性を発揮して」という文を加えるべきではないかという意見です。これは、地方分権の観点から県の指導という関与は廃止されていますので、このような文言で加筆することはできないものと考えております。

その下の後藤委員の意見ですが、上と同じ箇所、3行目からですが、「広域的な観点から県と地元市、三番瀬再生会議、地元市民と検討を行う場を設置し、協議を行うとともに」という加筆を行うという意見です。これにつきましては、まちづくりというものは市が主体で行うものでありまして、地元市民等さまざまな主体が参加する枠組みについては地元市が取り組んでいるところですので、加筆という形では難しいのではないかと考えております。ただ、県では、広域的な観点から地元市との個別的な協議・調整を行っておりまして、各地のまちづくりの取り組み状況等を勘案しながら、事業計画にございますように、地元市との協議の場の設置を検討していきたいと考えております。

12 ページ、「第9節 維持・管理」。

「6 三番瀬自然環境合同調査実施事業」ですが、こちらにつきましては竹川委員から、「三番瀬の再生には、多くの人々が色々な形で参加できることが必要です。そこで、本年度は猫実川河口域の現況調査を実施します。」という加筆を行うという意見ですが、これにつきましては、自然環境合同調査の調査地点を猫実川河口域に限定するという理由が積極的にはないので、修正を行う必要はないのではないかと考えております。調査地点につきましては、アクセス、安全性、データの継続性、参加者の意見等を参考に選定してまいりたいと考えております。

次に「第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進」。

「1 三番瀬の保全・再生・利用のための条例の制定」に関する竹川委員の意見ですが、「三番瀬の再生・保全には長期的な取組が必要とされています」のところを「取組が必要となり、そのためにも条例化が事業継続の保障となります」として、併せて、下から3行目ですが、「条例の制定に向けて年度末を目途に条例案を検討し」と加筆をするという意見でございます。前段の意見ですが、こちらにつきましては、事業計画の記述に沿った表現にしておりますので、修正は必要ないのではないかと考えております。それから、年度末を目途ということにつきましても、この事業計画自体が20年度の事業を記述しているものですので、修正は不要ではないかと考えております。

一番下の「2 ラムサール条約への登録促進」の竹川委員の意見ですが、「地元住民を

はじめ関係者・関係機関との協議・調整について責任者を置き、来年度の韓国において開催されるCOP10を目標に推進します」といったような形での修正をするという意見でございます。これにつきましては、現時点では、平成20年度開催のラムサール条約締結国会議(COP10)を目標とすることは現実的には困難であろうということで、修正はできないと考えておりますが、関係者の合意が得られるように引き続き協議・調整に努力したいと考えております。

本文の修正に関する意見は以上でございます。

大西会長　　ありがとうございました。

今、整理をしてもらいましたが、私としては、この中で県で修正可能というものについて色々な角度から検討してもらって、やり取りもして、資料3-3で一番右の欄に書かれているところが修正可能ということなので、これについては意見書の中で修正意見としてまとめていきたいと思っております。それ以外のところについては、修正の必要がないと県が今の時点で判断している項目です。ここについて意見を求めたいと思っております。

扱いとしては、県が修正するかどうか分からない項目ばかりです。今のところは修正する必要はないという判断に立っているということですが、もちろん再生会議として修正が必要だということであれば、修正意見としてまとめることが可能だ。再生会議の全体の意見でまとまらない場合、これは意見として載せないということになりますが、何人かの委員がかなり強く主張された意見については、そういう意見があったと、これは議事録に載せれば済むことですが、その辺の扱いについて最後にまとめたいと思っております。

ということで、御意見を申し上げます。

吉田副会長　　大西会長から、県のほうで修正するところは修正しますということだったので、そのことについて先にお願ひします。

竹川委員からの話で、回数について限定する必要はないのではないかと。竹川委員の趣旨は、もっとやる必要があるときはもっとやったらいいんじゃないかということかもしれませんが、県の修正で行くと、もっと少なくしてしまう可能性があります。例えば資料3-1の26ページに環境学習、教育事業のほうがございますが、平成18年は年6回やっているわけです。平成19年は、それよりも予算がずっと増えているにもかかわらず、一度も開催していないわけです。県の都合でどんどん回数を減らしていってしまうということになるといけませんので、実施計画は具体的であればあるほどいいということで、少なくとも回数をちゃんと書いた分は消さないで書いていただきたいと思っております。プラス・アルファして、第8節の「環境学習・教育」のところは、回数は書いてございませんが、回数をきちっと書いてください。

後藤委員　　先ほどからの説明ですと、再生会議との関係ははっきりしていますよという話があったのですが、10ページを見ていただきますと、前回の護岸検討委員会では、「市川塩浜地区護岸検討委員会で検討し、三番瀬再生会議、三番瀬評価委員会の意見を踏まえながら」ということを入れるということで固まっていたと思っております。それが資料4-3の中に参考ということで入っていると思っておりますので、その認識が県としてはどういう整合性が取れているのかも含めて。

個別の検討委員会でははっきりしていますよという話があるのですが、報告はしましたという形なんですね。例えば、今日の話でも、再生実現化検討委員会でこういうふうに皆さん

が言ったので修正しませんという話をするわけです。そうすると、再生会議というのはそのことについて議論できないのか。むしろ、検討委員会も護岸検討委員会も、今まで再生会議に報告して議論した上で進めていくということ、護岸検討委員会は特に慎重にやってきたと思います。ここで、もうわかっているから書くことないよということですが、特に個別の検討委員会というのは、委員がダブっているとかそういうことではなくて、その事業自体、再生会議できちっと報告してやった方が、それぞれの検討委員会の委員もすっきりするわけですね。そこを外すというのは僕はちょっと信じられませんので、その点、皆さんの意見も含めて聞いておきたい。

竹川委員 1ページの意見は私が出したのですが、「再生会議及び」という問題は、今その後藤さんと同じような趣旨ですが、三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の意見を踏まえるということだけははっきりと書かれているわけです。

そもそも、再生実現化試験計画等検討委員会については、最初は個別検討会議ということではなくて、県の再生実現化の検討グループの会議に専門家を加えた形で考えていた。しかし第21回再生会議の意見を踏まえて、その方向を「重大な変更」という言葉が使われたのですが、個別検討会議方式で考えるという、方向転換というのでしょうか、そういう構想で出てきたのがこの再生実現化試験計画等検討委員会ではなかったのかと、私はそう理解しているわけです。

しかし、その後、再生実現化検討委員を1回目、2回目をやったのですが、その性格づけ、実現化検討委員会とはそもそもどういう目的で、どういう権能を持ってやっているのかということについて、再三問題点が浮かび上がってまいりまして、2回目の実現化検討委員会では、これは県の会議なんだけれども、あらかじめ県の検討の中で、公開で意見を色々聞いて、それを県の計画で参考にして再生会議に出していくのだと。そういうことから、資料4-2の下から二つ目の「・」、「再生会議のような大きな組織の中では、具体的なものが提案されない限りなかなか議論できない。色々な検討委員会が付託を受けて具体的な提案を再生会議に提案し、議論いただくということによってよいと思う」と。これがおそらく再生実現化検討委員会の第1回目での大体の方向ではなかったのかと考えているわけです。

そうしますと、「親会議」という言葉がこの前も遠藤委員からもありましたが、親会議と実現化検討委員という形でお話がされるわけですが、この親会議というのは、県の会議ではなくて、この再生会議のことをおっしゃっているのではないかと思うわけです。そうしますと、ここの「再生会議及び三番瀬再生実現化検討委員会等の意見を踏まえ」というのは、検討委員会がもしも再生会議の個別の検討委員会と若干違うものであるとすれば、ここに入ってくるのもおかしな話です。そういうことで、そもそも再生会議と再生実現化検討委員会との関係が今もってはっきりしてこない。当の再生実現化検討委員会の中でもそういう問題が消えない。そういうことで、この際、できたらその辺をきちっと確認していただければという意味も含めて、ここに書いたわけです。

2ページで、「必要に応じて開催」と。これは4回というのがむしろ歯止めになって、それ以下に減る可能性があるというお話が今出たわけですが、この再生実現化検討委員会の中での議論では、淡水導入、湿地の再生、土砂の供給、干出域の形成ということで、そこまで広げているいろいろやってくると、とうてい時間が足りず、またそれだけの仕事を実際

にこなせないのではないかと、そういった懸念を出した方もいらっしゃるわけです。そういう意味で、これだけの問題を年間4回以下で済ませてしまうというのは非常に重大な問題で、私は、それは全く検討の外であったものですから、そういう意味合いでこれを書いたのだということです。

飛ばしまして、アサリ養貝場の現況調査ですが、確かにこれは昭和58年に8.1haですが、この場所も南行徳と市川漁協の漁業権の中です。共同漁業権であれ区画漁業権であれ、その中にあるのですが、当時と比べますと倍以上の大きさに拡大してしまっています。これは、アサリの幼生の調査の色々なデータ等の中に平面図がありますが、それでもはっきりとしておりますから御承知のことだと思えますが。そういうことは何を意味するかといいますと、ここに自然の形で相当の砂が付いてきているということと、最初、目的にいたしました養貝場の20年間の結果フォローがここでできる。そういう意味では、塩浜2丁目の砂を付けるという問題、干出域の形成という問題に、はるか規模の大きい実験の現場がそこにある。従いまして、ここは倍以上になっていますが、漁業権の区画の中に入っていますので、できれば漁業者の方々の御協力も得ながら調査をさせていただいたらどうかという趣旨で書いてあります。

1節の中では、特にその点について補足させていただきます。

細川委員 6ページ、後藤委員の指摘の部分です。「生物多様性回復のための目標生物調査事業」というところです。

評価委員会の中で、ここについて、この場で目標を共有して、こういう生物相、こういう目標生物種というのを決めた上で評価委員会に諮るようにしてほしいという意見がありましたので、重複になるかもしれませんが、「目標を共有していく」というキーワード、あるいは「三番瀬再生会議と県民参加の下、公開で」というようなキーワード、これについては特出しで記述していただくということを希望します。

倉阪委員 竹川さんの方で、実現化検討委員会の位置づけが揺れているという話がありましたが、実現化委員会の委員長を仰せつかっている私の整理としては、資料3-5で書いてあるように、知事の下、県の下で具体的な検討を行う、これを公開する、この段階から市民参加をするということで、ここの位置付けについてのブレはないと思います。再生会議が親会議であるという議論で曖昧になったということはなかったと記憶しております。

再生会議の方は、重要事項について説明、意見を求めるという役回りがありますので、今回の事業計画を踏まえて、特にここの事業、ここの事業、ここの事業については重要な事業なので、きっちり途中経過を踏まえて、途中経過も詳細に報告をするようにという意見をつけて、この実施計画に対して意見というか、再生会議の答申というか、そういったものを書くことをやっておけば、県から、特に重要な事業については、結果だけではなくて、その議論の経過も含めて報告がされて、ここでも議論ができるという形になると思いますので、再生会議としてはそういう対応ではないかと思えます。

それから、2ページのアサリの養貝場の話ですが、これは県の説明が私の記憶とは違っておりまして、費用対効果の面で期待ができないからやらないというような説明をされたのですが、実現化検討委員会のときには、調査といっても、例えば漁業者の皆さんにヒアリングをすとか、お金をかけないでやるような方法もあるだろうから、そこは事前環境調査等の「等」の中に入れて、できる限りやっていくというか、そういうヒアリングをし

ながら状況把握をすることは必要ではないかという議論をしたと思いますので、そこは確認をしていただければと思います。

木村委員 12 ページ、1 の最後のところですが、竹川さんのラムサール条約のところ、責任者を置き云々と書いてあり、先程の県のお話では、これは県の事業だから責任者を置くことはできないという話がありましたが、ラムサール条約について、実施計画も読ませていただきましたが、県の事業だから関係者や関係機関と協議や調整を進めるとか、あるいは「漁業関係者のラムサール条約への登録による懸念を把握することができました」と35 ページにも書いてあるのですが、三番瀬再生会議が、「県の事業」という錦の御旗みたいなものがあって、ラムサール条約について全然かんでないんじゃないかと思う。例えば「懸念を把握することができた」と言っても、どういうふうに把握したのか。「責任者を置き」ということはちょっとあれかもしれないけれども、この三番瀬再生会議の中に例えば連絡小委員会みたいなものをつくりまして、その連絡小委員会が、漁業者がどういうふうな懸念を言って、それを把握したのか、そういうことをこの場にオープンにしていかないと、「県の事業だから」と、こういうふうにいつも言われてしまって、「調整していますよ」という感じになってしまうのですね。そういうことで、連絡小委員会というのはたまたま僕が言ったのですが、再生会議の中にそういうものを事業内容としてつくって、そういうものを再生会議の委員の中からオープンにすることはできないのかな。こういうことでもお願いしたいと思うのですが、どうでしょうか。

後藤委員 8 ページ、「第4節 水・底質環境」のところですが、先程、「県等」という言葉で配慮していきますよということがあったのですが、県の事業だから確かにそうなんでしょうけど、三番瀬の再生にとって非常に重要なものは市が管理するものもあるので、「等」という言葉を入れておいて、配慮するのだったら「県等」だけは入れてやっていただきたいと思います。市は市で勝手だよということになれば、三番瀬の水質をよくすることができなくなる可能性がありますので、その辺はきちっとリーダーシップを取りながら、もちろん市その他と検討しながらやっていくということで、この文言は入れていただきたい。

それから、下の「4 江戸川左岸流域下水道」、先ほどパーセンテージが高いからいいんだよという話をしたのですが、僕は、非常に認識が甘いんじゃないかと思っています。猫実川を見ていただければ、どれだけのものが流れてくるか、皆さんはよく見えていると思います。ですから、市と連携しながらきちっとそういうことも県としてもバックアップしていきますよということを明示していただくために、ここを書いたのですね。浦安市のほうも、その辺のことは、下水道未整備世帯の解消ということでおそらく今後10年間の計画の中に入ってくると思いますので、県としてもその辺はきちっと書き込んでいただきたいというのがあります。

11 ページ、先程「三番瀬を活かしたまちづくり」のところ、地方分権ですから市が行うべきことですよという話。これは専門家の都市計画の方も言っていただきたいのですが、市が主体なのは確かです。ただ、三番瀬という広域的なものに対して県がリーダーシップを取らないのだったら、どこが取るのか。それはどっちがリーダーシップを取るか、市が取るのか、県が取るのか、構いませんが、県としては、三番瀬のために、こういうことも一応配慮してくださいという形も含めて、関係市ときちっと議論しておかないと、ま

ちづくりに関しては全然広域行政ではやりませんということでは、今回の、日の出の都市計画の変更についても最終的には県の知事が決定することになりますので、その辺の認識が非常にずれているのかなと思いますので、そこをきちっと考えていただきたいと思っています。

竹川委員 「第2節 生態系・鳥類」、行徳湿地の問題です。

行徳湿地の対策につきましては、現在の進め方それ自体に非常に疑問を持っております。その問題は、申すまでもなく円卓会議、県の基本計画、事業計画それぞれの中で、きちんとした三番瀬の再生との関わり、どういう点を主眼にして取り組むのかということが書かれておりますが、今回出てきましたのが、内陸性湿地の協議会という組織なんですね。県の説明にもありましたように、協議会が結成されて、目的というのが、基本的に湿地内の水質の改善、海水の交換というところが主眼になっていて整備事業がずっと進められてきているわけですね。この再生会議との関係からしますと、三番瀬の埋立が中止になった前史的な時代での問題意識。ですから、内陸性湿地から見た整備の問題ですね。再生会議、それ以降の県の基本計画その他では、「三番瀬の再生」というそこから、いわゆる、行徳湿地を後背の湿地としての連続性をどう保っていくのか、汽水域の再生なり拡大をどうやっていくのかという観点から来ているわけですね。現在進んでいるのは、基本的にその枠を超えていないわけです。ずっと生い立ちからしましても、円卓会議の検討の中から生まれてきたものではない。これはちょっと比喩がまずいかもわかりませんが。そういうことで、いつの間にやら、再生会議のテーマから行徳湿地全体の問題が外されて、また新しい個別会議として全く今までの継続として出てきております。

従って、この間の第21回再生会議で蓮尾委員から出されました新しい水みちを開削するという提案にいたしましても、それからまた、平成15年に行われた行徳湿地のいわゆる連携調査の中でも、その水みちをどう開いていくのかという点でなく、むしろ海水交換の点から、暗渠を開渠にした場合の海水の交換の効果がどうだという点が締めくくりになってきているわけです。

そうしますと、新しい観点からこれを見るためには、再生会議のこの場、また蓮尾さんがおっしゃったように、行徳湿地のワーキンググループで非常に大事な論議もしておりますし、望月さんからもそういう観点からのまとめをされているわけで、そういうストーリーをもって、新しく目的と体制を考え直したらどうだろうか。そのためには、平成6年以降立ち上がってきて、年に2回しか行われないうのですが、協議会の改変をするのか、ないしは協議会をベースにして小回りのきく再生会議から注入したそういったものをつくっていくのか、そういうふうなまず体制づくり、目的の決め方ですね。その上に立って、では具体的に平成20年度にどういう施策をとるのかということになってくると思うのですが。

そういう意味合いでは、確かに暗渠の拡大も……。

大西会長 少し発言をまとめてもらえますか。今、8時半を既に過ぎているので。

竹川委員 357号線と京葉線の対策にしましても、暗渠でかなり工費を安くできるという話が出ております。また、水みちの開削にしましても、それは具体的な提案として出ています。ですから、莫大な金がかかる話では一切ないので、そういう意味合いで、この事業内容を見直していただきたいと思います。

倉阪委員 簡単に3点、資料3-1の事業の進捗状況の書きぶりについて、県のほうに言いたいことがあります。

まず、16ページ、産業排水対策のところ、三番瀬について、「立入検査を行った事業場に対する違反率が8.8%、流域内の事業場は概ね排水基準を遵守しています」と。8.8%で、何で遵守しているんですか。これは「遵守している」と言っちゃっていいんでしょうか。これは8.8%法令違反ということですね。こういう書き方で済ませてしまっているのか。改善をしていただきたいというか、スタンスとして、これはまずい数字だという認識をしていただいたほうがいいのではないかと思います。それが1点目。

二つ目が、条例のところ、34ページです。条例とラムサールについては具体的に目に見える成果をとということをお願いしたはずで、19年度を見ますと、「要綱案で用いられている、『配慮』『十分に配慮』『適切に配慮』といった用語の差異の分析・検討や、こんなもの一晩でできますよね。そういったものが具体的な内容ではないはずですね。具体的にどこまで何がネックになっていて、どういうふうなことで県が動いているのか、条例案として具体的にどういう案を検討しているのか。円卓会議の条例は要綱案ですから、条例案にはなっていないはずで、ですから、今回、条例案の検討ということが19年度の実施計画に入ったわけですから、条例案が検討されていないとおかしいはずで、その条例案についてどういう状況になっているのか、そういう報告が具体的な報告ではないかと思えます。従って、この具体的な内容というのは全くピンボケではないか。それが二つ目です。

三つ目が、木村委員もおっしゃいましたが、ラムサールについて。「漁業関係者のラムサール条約への登録による懸念等を把握することができました。」と。どういう懸念があって、それをどういうふうに解決されようとしているのか、そういった報告があって具体的な検討だと思えます。やはり具体的な内容についてお教えいただきたい。これが三つ目です。

大西会長 8時半を過ぎているので、今の修正意見があったところについてまとめたいと思えます。

さっき確認したように、県が修正可能と言っているものについては意見として出す。予定調和的な感じもしますけれども、実際のやり取りとしてはそうなっているということでもあります。

重ねて言いますが、基本計画や整備計画にあることについては繰り返さないということにしたいと思えます。これはワンセットで再生会議がいろいろなことに関わるというのは当然のこと大前提でありますので、そこを大事だからといって書いていくと全部に書かないといけないということになるので、これは繰り返さない。

それから、回数が「必要に応じて」と書くと減っちゃうのではないかとということですが、逆に言えば、必要がないのに開くということにもならないので、「必要に応じて」という言葉はここでは善意に解釈したい。もしそれで極端に必要な応じない回数に減るものがあるれば、そこは再生会議として随時チェックしていきたいと思えます。

それから、個別の検討委員会、あるいはそれに準ずるものと再生会議の関係について意見が出ましたが、これは、さっきの資料でも整理してもらったように、新たに個別の検討委員会が増えているということになっています。それは知事がある目的のために諮問機関

としてつくるものであるということで、それが三番瀬の再生に非常に関係のある事業である場合には、再生会議として重要事項の報告を受けて検討する。資料3 - 5ですね。ここで、前回、再生実現化試験計画等検討委員会ということで、再生会議のメンバーがそこに入っている、かつ公開性、あるいは市民参加、県民参加等が保証されているという幾つかの条件を一般的には付けております。そういうものを満たして個別のテーマについて掘り下げて検討していただいて、三番瀬全体の再生については再生会議で重要事項として報告してもらってここで議論するというので、今日は、今まではっきりしていなかった面もありますが、千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会についてもこうした扱いにしたいというのが県の提案でありますので、それも個別の検討委員会にいわば準ずるということが妥当な表現だと思っておりますが、そういうことで連携を保って進めていきたいと思っております。

従って、そこで、早目にできたのでちょっと意識が違うということも場合によってはあるかもしれませんが、そこは意思の疎通を図って情報交換をしながら、お互いが充実させていくというふうにしていきたいと思っております。

ということで、今まで伺った意見の中で、例えば、さっき実は一つまとめ損ねた目標生物について、これはむしろ再生会議で決めてくれということが評価委員会の要望でありました。これについては、どこでどういう具合にこの議論をしてまとめるかということの後で細川座長と相談して進めたいと思っております。これについては、何らかの格好で意見書に盛り込んでいきたいと思っております。

それ以外のことについては、あまり大きな修正に関わる意見ではないので、今までのところについては私と吉田副会長に預らせていただいて意見書の作成をお任せいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大西会長 ありがとうございます。

それでは、そこについてはそういうふうにしていただきます。

それ以降のところについては、13 ページから先ですが、これは修正意見としては出されていない留意すべき意見、要望ということであります。ほかとダブっているということで修正したものもあると思っておりますが、ちょっと時間がないようですが、どういうふうにしますか。

三番瀬再生推進室 委員の意見についての説明を省略して、県の考え方だけこの場で述べるという形でいかがでしょうか。

大西会長 では、説明してください。

三番瀬再生推進室 では、13 ページを御覧ください。

一番上の遠藤委員の意見は、先ほど申し上げたとおりですので、これは省略いたします。

次の後藤委員の意見は、これは「意見の提案理由」にございますが、これは非常に似た意見が後ほど出てまいりますので、そちらで述べます。

「第3節 漁業」の上野委員の意見ですが、「カキやホンビノスガイの養殖の検討試験をお願いします」という趣旨ですが、こちらにつきましては、三番瀬の漁場は、冬の波浪の影響あるいは夏の青潮によって生産は不安定ですので、一般的には二枚貝の養殖は困難だと考えております。アサリに関しては、漁場マップを利用した環境改善や波浪減衰等による生産安定対策に努めていくこととしておりますが、カキにつきましては、仙台の場合

は水深がありリアス式海岸でございますので、垂下式養殖を行うという点では、三番瀬は水深が浅すぎるのかなど。それから、三番瀬のほうは養殖適地が広くはないといった理由によって、産業的にはこれは困難ではないかと県は考えております。

14 ページの上野委員の意見ですが、「アマモに限定せず」という趣旨の意見ですが、アマモの移植試験については、天然アマモの自生が確認された浦安側に近い場所で既に実施しております。ただ、今後も場所についての検討を行っていきたいので、移植適地等に関する情報がございましたら、これはいただきたいと思っております。ただ、アマモ以外の藻場につきましては、水産資源の再生産場所としての価値が高いのですが、一方、採取したノリに混入するというマイナスの面もあるという指摘もございますので、現在のところ、アマモ以外の造成試験の予定はございません。

その下の工藤委員の意見で、総合治水対策特定河川事業、これは江戸川放水路の前の議論を踏まえた意見ですが、こういった江戸川放水路の関連について知事のほうから国へいろいろと働きかけはできるのではないかと趣旨ですが、三番瀬再生計画については県が行う事業を対象としてございまして、先程申しましたが、それ以外については基本計画との整合性について配慮を要請していくこととしております。県といたしましては、行徳の可動堰は、治水上、利水上重要な施設であるという認識を持ってございまして、現時点で洪水時の出水は、治水上は避けられないものと考えておりますが、三番瀬の漁業への影響を軽減するような可動堰の改修や運用、影響軽減の対策については、今後、国と協議をしていくこととしたいと考えております。

15 ページ、遠藤委員からの意見は、湿地再生の目的をしっかりと定める必要があるということ、あるいは専門家のアドバイスを受けるべきという意見ですが、これは検討委員会のほうで目的を具体的にしながら考えていくということで整理をいただいております。

第6節のまちづくりの関係で、まず木村委員の意見で、調和のとれたまちづくりについて、人と自然との共生であるので、その辺をよく考えておく必要があるということにつきまして、様々な視点からまちづくりを進められるように協議を地元市と行ってまいりたいと考えております。

第7節の上野委員のルールづくりですが、ルールづくりが市民の最大の関心事であるということですが、市民の海岸への立ち入りに関しましては、浦安市の考え方をもとに海岸管理者が検討できるような管理のイメージを整理しながら、安全確保を前提とした、海岸管理者との協議を図ってまいりたいと考えております。また、干潟利用のルールに関しましては、地域協議の場を設置してまいりたいと考えております。

16 ページ、第10節のラムサール条約関係の木村委員の意見ですが、環境保全交流会を開催すべきではないかということですが、これを県の事業として開催するということは考えてございません。と申しますのは、谷津干潟における環境保全交流会につきましては、ラムサール条約の登録後に関係団体の意見交換や事業報告の場として地元市と保護団体の協働事業ということで運営しているということを知っておりますので、三番瀬においてもそういう自主的な活動は今後起こってくることは期待されると考えております。

その下の、藤本委員の「一般の有力紙に三番瀬の特集記事を組むべきではないか」という意見ですが、一般紙への記事の掲載というのは確かに有力な広報の一つと考えられるのですが、実際のところ、有力紙の6紙及び千葉日報に下3段の半分、下半3段という形で

1 回記事を掲載いたしますと、概算で 300 万円近くかかるということで、厳しい財政状況の中、このような費用が削減傾向にあるということで、予算化は困難なものであると考えております。県といたしましては、御趣旨に沿えるように「県民だより」、これは県内の全世帯に配布されておりますので、「県民だより」や市町村の広報紙と連携するといったようなことで効果的な広報を考えていきたいと考えております。

17 ページの下、藤本委員から、これは江戸川可動堰の問題に関連した意見で、14 ページの工藤委員の意見と同じ回答になってしまいますが、漁業への影響を軽減するような行徳可動堰の改修や運用等について、今後、国と協議してまいりたいと考えております。

18 ページ、前段の後藤委員の意見、これは全体ということで個別の項目ではないのですが、特に干潟的環境の形成等の事業について、三番瀬再生のための総合計画に基づいて行うべきである、トータルデザインの議論が十分できていないと個別の議論と整合性がとれないのではないかと、という意見でございます。こちらの方ですが、現在、各個別の検討委員会等ございますので、この議論の状況を再生会議のほうに報告して、まさしくその場をトータルデザインとしての議論をする場として、再生会議の中で議論いただければと考えております。

その下の後藤委員の意見ですが、「再生会議は徹底した情報公開、住民参加に基づいているので、特に検討段階、調査段階からの参加や情報公開を徹底すべきである」という趣旨ですが、三番瀬再生計画は県が行う事業を対象としておりまして、県が行う事業については早期の情報公開を行ってまいりたい。そして再生会議に報告してまいりたいと考えております。また、県以外が実施するものにつきましては、基本計画との整合性について配慮を要請していきながら、相手方の意向も確認しながら再生会議にも報告してまいりたいと考えてございます。

さらに、19 ページに進みまして、後藤委員からの意見です。「P D C A サイクルがすべての段階で情報公開、住民参加のあり方を真剣に考えていただきたい」という趣旨の意見ですが、現行の三番瀬再生会議の運営におきまして、P D C A サイクルの少なくともすべての時点で再生会議のほうに関与いただいて議論いただいていると考えております。それに加えて個別の検討委員会や評価委員会を設けておりまして、そちらの中でも住民参加と情報公開に基づいて開催しているところです。

その下の竹川委員からの「住民運動の交流集会を企画・実施すべき」という意見ですが、こちらにつきましては、基本的には住民自ら企画・実施すべき事業だと考えてございます。なお、今年度（19 年度）には、三番瀬再生国際フォーラムを開催し、県民の理解と協働の促進を図ることにしてございます。

20 ページはその他の意見ということで、竹川委員は先程の意見の中で述べられたと思いますが、実現化試験計画等検討委員会と再生会議の関係について整理されていないという意見と、行徳湿地と水路開設の問題です。

前段の方については、これは個別の検討委員会の設置に係る考え方についてで……。

大西会長 それは、さっき議論を行ったので。

私の理解では、13 ページから後は、修正を具体的に求めている意見ではなかったのですね。つまり、ここをこう直してくれという意味で。ただ、趣旨としては修正意見的な意見も含まれていると思います。そこで、いま口頭で 13 ページ以降の扱いについて県のほ

うから考え方の説明がありました。これに対して、不満であるという意見、つまり修正意見として再生会議としてまとめるべきだという意見をお持ちの方がいたら、ちょっと手を挙げてください。ここについては修正まで求めなくてもいいということであれば手を挙げてないということ。

(2 委員 挙 手)

大西会長 いますね。

それでは、議論が必要なので、今日はもうできませんから、これは来年の2月ぐらいに議会で議案として出すものに必要だということになりますので、もう一度臨時に開かざるを得ないということになりますが、日程の調整ができるかどうかですが、どうでしょうか。県のほうで、会場の都合等でありますか。

三番瀬再生推進室長 今、大西会長が2月ころと言われましたが、これはこれから県で予算を議論しなければいけないので、それはなるべく早くお願いしたいと思います。

大西会長 それはいいけれども、会議の可能性のある日はいつかと聞いているのです。

三番瀬再生推進室長 この会場ということで調整している段階では、12月27日。

大西会長 一つの案ですね。12月27日に会議を開いて出席いただける方は、挙手をお願いいたします。御用納めの前の日でありますので、最後の仕事という感じですが。

(出席可能な委員 挙 手)

大西会長 県の方で数えてみてください。成立するかどうか。過半数になりますか。今日、欠席の方は半々くらいに見て。

三番瀬再生推進室長 12人です。

大西会長 それでは、開けそうですので、大変申し訳ありませんが、12月27日、12月の押し迫って開くことは毎年のようにやっているような気もしますが、大変申し訳ありませんが、その日に開きたいと思います。

会場の方は、大変申し訳ありませんが、今日はそういう事情で意見をお聞きする時間がなかったので、次回、実施計画についての意見を伺います。来られない方もいると思いますが、大変申し訳ありませんが、次回に回させてください。

それで、ぶり返さないために、12ページまでは一応預かりましたので、そこについては整理をして、そのときにこういうことでまとめますというのを出します。ということで、よろしくをお願いします。

それから一言だけ。全体に通じてですが、ラムサール条約、三番瀬の条例がいつもくすぶっています。今日も倉阪さんから他の方からも意見が出ましたが、結局、条例の方は県議会で通るかどうかということなんですね。条例案の概ねの格好はできていますから、もしゴーサインが出たら、県としても条例案をつくることはそんなに大変ではないと思いますが、そのゴーサインの問題は政治的判断ということになると思うのです。そこについては、実務的に色々詰めても、しょうがないと言えばしょうがない問題も含まれている。しかし、何もしなくていいということではないので、実務的にジワジワ行くだけでなく、政治的判断を求めるという対応も必要だと私は認識しています。

それから、ラムサール条約については、これもかなり詰めて、再生会議、円卓会議としてはぜひ進めるということなんですが、漁業者が必ずしも賛成していないという状況が、だいぶ前ですが確認できているわけです。それがどうなったのかということも重要ですが、

これもかなりその問題にかかっているのですね。だから、それをどういうふうになしていくかということでもあります。

もう一つは、県と再生会議の関係、これは色々もめるといふか、スムーズに行かない面もありますが、しかし、概ね計画を3つつくって、毎年実施計画を回してPDCAでそこはチェックして改定していくという流れが、これで2年目になりますが、大体定着していくのではないかと。かつ個別の検討委員会についても色々御意見もありますが、やはり専門的に深く議論していただく場が必要なので、そこは重視したい。再生会議は、全体として三番瀬の再生にそうした個々の事業、活動がなされているのかということをチェックするという役割をもっぱら持っていきたいと思っています。ただ、一方で、国、市の事業あるいは活動と再生がどうなるのか。再生会議は県がつくった委員会なので、やっぱり1クッションあるのです。県が間に入っているということですが、さっきも意見が出ましたが、浦安なんかで見ていると、それがかえって仇になっているような面もないわけではないということなので、これから工夫して、国土交通省あるいは関係市の活動と三番瀬の再生というのが全体としてうまく進んでいくような、そういう輪をつくっていきたいと思います。

それからもう一つ、そうやって、再生会議だけではなくて、色々な個別の委員会がそれぞれ専門的に議論していただくということで、中心的なところは色々な議論が積み重なっていくと思いますが、三番瀬の再生についての県民の盛り上がりが必要だと思います。これについては、1月にシンポジウムをやるといふことも一つ役に立つと思いますが、いろいろ関わっている環境団体、市民、県民団体、こういう方たちが恒常的にといいますが、さらに活発に三番瀬について色々な角度から取り組んでいく。それを再生会議も応援したり、あるいは一緒にやっていくという流れをつくっていくこと、一言言えば県民運動ということになりますが、そういうことが非常に重要なのではないかと。これまでは、計画をつくったり、計画を回していくことに時間を割かざるを得なかった面もありますが、今後は、国、市の動きとの連携とか、あるいは県民運動をさらに活発にしていくとか、そういうことにも再生会議として力を入れていきたいと思っています。これは私の希望で、そういうことも皆さんと議論して進めていきたいと思っています。

それでは、今回は12月27日、大変お忙しいところを申し訳ありませんが、お集まりいただきこの実施計画についてのまとめをさせていただきます。

どうも、今日はありがとうございました。

3. 報告事項

大西会長　それから、今日の報告事項は、そのときでいいですか。どうしても今日やらなければいけないことがあれば、一言だけ言ってください。

三番瀬再生推進室長　一つだけ、倉阪委員の三番瀬評価委員会委員の辞任ということで報告させていただきます。

倉阪委員におかれましては、11月19日の第5回評価委員会で、9月20日に三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会委員長に就任されたことから、今後、再生事業について取りまとめの立場になりましたので、評価委員会委員を辞任したいという申し入れがございました。県といたしましては、引き続き評価委員会委員として遺留してまいりましたが、御

本人の辞意が固く、御意向を受けることといたしました。これまでの評価委員会委員としての多大なる御尽力に対しまして、厚く御礼申し上げます。

なお、倉阪委員には、引き続き、この再生会議委員、三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会委員長、市川海岸塩浜地区護岸検討委員会委員として御指導いただきますようお願いいたします。

なお、後任の委員につきましては、今後、評価委員会の細川座長とも御相談しながら、県のほうで選定させていただく予定でございます。

どうもありがとうございました。

後藤委員 護岸検討委員会ですが、今まで詰めてきて、実施計画が来年度あるので、それを本来は再生会議で議論する予定だったのですが、決めるのは 27 日で大丈夫ですか。その確認だけお願いします。

大西会長 いずれ来年の予算になるということでしょう。同じですよ。実施計画も予算に盛り込まれるのだから。

ということですよ。どうですか。

三番瀬再生推進室 27 日で結構だということでございます。

4 . 閉 会

大西会長 それでは、どうもありがとうございました。御苦労さまでした。

以上